

2020年度（令和2年度）介護サービス事業者説明会資料

1.（介護保険課 指導担当）

①介護報酬改定について

報酬告示の改正案など…………… 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議

別冊資料（介護報酬改定）[□](#)



基準省令の改正…………… 介護保険最新情報 Vol. 9 1 6 [□](#)

※介護予防サービスには内容の訂正が
ありました。こちら[□](#)を御参照ください。



②必ず、基準条例等を確認しましょう！～ルールを知らなきや守れない～…………… 資料 1

③介護保険事業者における事故防止への取組みと

事故発生時の適切な対応について～事故ゼロ・トラブルゼロを目指して～…………… 資料 2

④2021年度（令和3年度）事業者指導・監査方針について…………… 資料 3



2.（介護保険課 指定担当）

①福山市条例の改正について…………… 資料 4

②業務管理体制について…………… 資料 5

③認知症介護研修について…………… 資料 6

3.（介護保険課 保険給付担当）

住宅改修、福祉用具貸与・購入等に関する申請・届出について…………… 資料 7

4.（介護保険課 認定審査担当）

①要介護認定の見直しについて…………… 資料 8

②介護保険 要介護・要支援認定申請書の提出について…………… 資料 9

③要介護認定等に係る個人情報外部提供申請について…………… 資料 1 0

5.（介護保険課 認定調査担当）

令和3年度広島県認定調査員新規研修受講について…………… 資料 1 1

6.（高齢者支援課）

福山市介護予防・生活支援サービス事業（短期集中予防サービス）の

事業者の公募について…………… 資料 1 2

7.（生活福祉課）

①サービス利用票について（おしらせ）…………… 資料 1 3

②福山市福祉事務所からのお知らせ～生活保護法による介護券発送について～資料 1 4

③福山市福祉事務所からのお知らせ～住宅改修について～…………… 資料 1 5

8. (障がい福祉課) 手話への理解の促進について	資料 1 6
9. (一般社団法人 介護福祉士と歩む会) 福山市介護職員技能等向上支援事業について	資料 1 7
10. (特定非営利活動法人 あしすと) 福山市介護相談員派遣事業について	資料 1 8
11. (広島県医療介護人材課) 介護職員による喟痰吸引等の実施について	資料 1 9
魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしまについて	資料 2 0
12. 事務連絡	
①新型コロナウイルス感染症に関する周知事項等について	資料 2 1
②高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について	資料 2 1
③総合事業に関する問い合わせについて	資料 2 1
④要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び提出について	資料 2 1
⑤問合せ先一覧	資料 2 1

制度改正のことは添付の資料を読めばいいんですよね？

いえ！不十分です



- 今回お示しした資料はあくまでも要点をまとめたものです。
- 必ず、事業者において基準条例・解釈通知・報酬告示・留意事項通知・厚生労働省のQ & A・福山市からの通知等を確認し運営・算定してください。
- 過去には、遡及適用も併せて数百万円の過誤調整が発生した事例もありましたが、原因のほとんどは確認不足でした。

どうやって確認したらいいの？

そもそも、条例や告示が何か、曖昧なんですね…

次のページにまとめました。
参考にしてください。



- ホームページに掲載されたもので確認できます。
- 「介護報酬の解釈」（青本・赤本・緑本）が大変便利です。

赤本・青本は買ったけど見る時間が…。

必ず、一度目を通してください。



- 基準条例等は、介護サービス事業者が守るべき最低限のルールが定められたものです。
- ルールを守っていることを前提として給付費が支給されます。
- 最低限、自事業所のサービス種別の箇所だけでも必ず、一読してください。
- ルールを確認する・守る体制を整備することも事業者において重要なことです。
- 「知らなかった」ということのないようにしてください。

制度改正の質問は、本市HPの質問フォームで受け付けます。

◆ 質問内容を正確に把握し、適切・一義的に回答することを目的として、制度改正・報酬改定に関わる質問は、原則、本市HPの質問フォームで受け付けますので、御協力をお願いします。

◆ 質問方法

[介護保険指定基準・報酬算定に関する質問受付フォーム\(福山市 介護保険課\)](#)

＜留意点＞

- ・ 1回のフォーム入力につき、質問は1件ずつとしてください。
- ・ サービス種別は正確に選択してください。
- ・ 加算の名称、用語は正確に記入してください。
例: × デイの栄養の加算 → ○ 通所介護の栄養改善加算 or 栄養スクリーニング加算
- ・ 特定できる範囲で、根拠資料の名称やページを記入してください。
例: 平成30年4月版赤本の●●ページ
- ・ 次のような質問にはお答えしかねる場合があります。基準条例等を確認した上でお問い合わせください。
 - 1.根拠が不明瞭なこと 「何かで見た」「他の事業所から聞いた」
 - 2.曖昧な質問 「加算の要件を教えてほしい」
- ・ 質問内容によっては、国その他関係機関へ照会したうえでの回答となります。回答までに時間を要する場合がありますので、余裕をもってお問い合わせください。

◆ 回答方法

受け付けた質問は、内容に応じてメールまたは電話にて回答させていただきます。また、公開・共有するところがふさわしい情報は「2021年度(令和3年度)介護報酬改定等に関するQ&A(福山市版)」に掲載します。



基準条例？告示って何？を解説します！

基準条例等	解説	HP掲載場所 下線部をクリックすると該当のHPが開きます	「介護報酬の解釈」
指定基準	基準条例 (基準省令※) 介護保険制度のもとで、適切な介護サービスが提供されること等を目的として、福山市が必要最低限度の基準を定めたものです。サービス種別ごとに、基本方針・人員基準・設備基準・運営基準等が定められており、事業者はこれを遵守することが求められます。	福山市役所HP > 介護保険課 > 事業者の方はこちら > 1 基準条例・介護報酬改定・Q&A・通知 > 1 基準条例 ※本市HPの掲載は2021年4月1日以降に行います。それまでに基準条例を確認する場合は、 基準省令 を参考にしてください。	赤本の左段
	解釈通知 基準省令で定めた内容の具体的な取扱い等を国が示したものです。基準条例と同様、遵守する必要があります。		赤本の右段
報酬告示	報酬告示 介護報酬の額、算定要件等を国が定めたものです。基本報酬だけでなく、加算も告示により定められています。「お金のこと(介護報酬)」については、これを遵守する必要があります。	厚生労働省HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護報酬	青本の本文
	留意事項通知 告示の具体的な取扱いや詳細な算定要件を国が示したものです。告示と併せて遵守する必要があります。		青本の青枠内
厚生労働省Q&A	国が発出した上記に関わるQ&Aがまとめられています。具体的な事例などに対する算定方法等が示されています。	①厚生労働省HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス関係Q&A (ExcelやPDFで確認することができます。) ②WAM-NET HP > 介護 > 介護支援専門員(ケアマジヤー)関連情報 > 介護サービス関係Q&A (インターネット上で検索することができます。)	緑本

※厚生労働省が発する[「介護保険最新情報」](#)や[広島県HP](#)、福山市が発する[通知等](#)も参考にしてください。

※【基準条例】と【基準省令】の違い：国が「基準省令」において指定基準を定め、それを基に各自治体が「基準条例」を定めます。この時、自治体の実情に合わせて、基準省令を一部変えて基準条例を定めることができます。福山市の基準条例は国の基準省令と同じ内容のため、基準条例と基準省令のどちらをみても問題ありません。実際に事業者に適用されるのは基準条例です。

※利便に資するため該当HPへ直接リンクを貼っていますが、リンク先の情報更新等によりリンクが切れる場合があります。その場合は各HPのトップページからたどる等により御確認ください。

◆介護報酬の解釈◆(書籍)

社会保険研究所が発行するもので、基準省令と解釈通知が1ページ内に分り易くまとめられている等、介護保険制度を確認するツールとして圧倒的な利便性があり、事実上、デファクトスタンダード(業界の標準)として使用されています。市介護保険課においても、問合せの際の共通ツールとして「青本の〇〇ページ」等と説明させていただいている。例年6月頃、当該年度の制度改正を反映した版が発行されますので、1事業所(1法人)1セットずつ備えることをお勧めします。



通称	書籍の名称	ポイント
青本	介護報酬の解釈 1 単位数表編	報酬告示と、関係告示の抜粋、留意事項通知が見開き3段で分り易く掲載されています。
赤本	介護報酬の解釈 2 指定基準編	基準省令と解釈通知が1ページの左右で対照できるよう配置されています。
緑本	介護報酬の解釈 3 QA・法令編	Q&Aや関係告示、関係通知が掲載されています。

2021年（令和3年）3月1日

事業所・施設 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部
介護保険課 事業者指定・指導担当課長介護保険事業者における事故防止への取組みと事故発生時の適切な対応について
～事故ゼロ・トラブルゼロを目指して～

平素より本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申しあげます。

さて、利用者が安心して介護サービスを受けられるよう、事故発生時の速やかな対応が運営基準に規定されています。また、再発防止を図るため、事故が発生した場合の報告に関して必要な事項が、福山市介護保険事業者事故報告書取扱指針に定められています。

各事業所・施設から提出された事故報告書は、情報開示請求の対象となり、開示された事故報告書の内容によっては、訴訟にまで発展するケースがあります。

実際に大きなトラブルとなった具体例やその原因

- ・開示された事故報告書の内容と家族等が受けた説明の内容が異なる。
- ・事故報告書が遅れて提出された。または、報告対象となる事故にも関わらず提出がない。
- ・事業所の認識と家族等の認識の違い。（事業所は家族に説明し、納得していただいたと感じている。一方、家族は事業所から説明を受けていないまたは説明不足と感じている。）
- ・普段からの適切な情報把握と記録が出来ていないため、発生した事故について虐待が疑われる。（薬や加齢に伴う表皮剥離や内出血等）

これらのこと踏まえて、改めて周知いたします。各事業所・施設において、別紙を御確認いただき、日頃の事故防止への取り組みと、事故発生時における事故報告書の提出を含めた丁寧な対応をお願いいたします。

介護事業者向け支援策

コロナに関する支援策がまとめてありますので、ぜひ御確認ください。



福山市 保健福祉局 長寿社会応援部

介護保険課 事業者指導担当

電話 084-928-1232

事故報告書の適切な取扱いについて

(1) 報告の対象となる事故の範囲

次のとおり、福山市介護保険事業者事故報告取扱指針に定められています。

- 1 サービスの提供（送迎等を含む。）により利用者が負傷（医療機関において受診を要したものに限る。）又は死亡した場合
- 2 事業者又は従業者の不法行為その他法令違反により利用者の処遇に影響があると認めた場合
- 3 利用者が所在不明となった場合（概ね30分以内に発見した場合を除く。）
- 4 前各号に掲げるもののほか、事業者が必要と認めた場合



指針

よくあるお問い合わせ

Q：○○の場合、事故報告書は提出した方がよいですか？

A：上記「報告の対象となる事故の範囲」1～3にあてはまるかどうかわからない場合や、利用者等からの苦情があるかもしれないとの懸念がある場合等は、「4…事業者が必要と認めた場合」として提出していただいてかまいません。

(2) 事故報告書の様式と提出方法

入力及び提出は**電子申請**がおすすめです。郵送又は御持参いただくことなく、インターネット上で手続きが完了します。本市ホームページから御利用いただけます。

Excel様式に入力される場合▶▶印刷して郵送又は御持参ください。
PDF様式に記入される場合▶▶郵送又は御持参ください。



電子申請

郵送の宛先
〒720-8501
東桜町3番5号
介護保険課
事業者指導担当



Excel 様式



PDF 様式

よくあるお問い合わせ

Q：利用者の保険者が福山市以外なのですが、事故報告書はどこに提出したらよいですか？

A：事業所・施設の所在する市町と、利用者の保険者の両方に提出してください。

また、福山市以外に提出する事故報告書の様式等については、当該市町にお問い合わせください。

(3) 発生報告と最終報告の提出のタイミング

発生報告…事故発生後、すみやかに提出してください。様式中1～4の項目は必ず記入してください。

最終報告…事故の対応完了後に提出してください。発生から1か月経過しても対応が完了していない場合は、その時点の状況をもって最終報告として提出してください。

※発生報告を提出する前に事故の対応が完了した場合は、発生・最終報告を同時にしていただけます。□発生□最終どちらにもチェックをして御提出ください。

事故報告書に記入していただきたいこと(好事例の紹介)

家族への説明状況 ~事故報告の5W1H~

(好事例の紹介)

- ・当日午後12時頃、管理者から長男へ電話連絡し、病院受診に御同行いただいた。
- 受診後、詳しい状況と想定原因、再発防止策について説明を行った。
- ・ケアマネージャーが、キーパーソンである次女へ電話で連絡。状況と病院受診の必要性を報告したところ、同行いただけた。受診後、施設内での今後の対策について、リハビリシユーズを購入いただくことを提案。了承された。

情報開示請求により、御家族等に事故報告書の内容を確認していただくと、「事業所等から受けた説明と違う」とトラブルになるケースがあります。次の項目を参考に、具体的に記載してください。

Who (だれが)	ケアマネか、施設長か等
When (いつ)	事故発生直後か、夜間の事故等で翌朝になってからか等
Where (どこで)	事業所か、病院か等
Whom (だれに)	長男に、次女に等
What (なにを)	事故の状況を、再発防止策を等
How (どのように)	直接か、電話か等

再発防止策の取組 ~具体的で実現可能な対策~

(好事例の紹介)

- ・床から20cmの離床センサー付き低床ベッドに変更。また、コールが鳴ってすぐ訪室できない場合に備え、緩衝材として畳とベッドマットを床に設置した。
- ・見守り強化のために、ステーションから状況が把握できる位置に居室を変更させていただいた。
- ・ベッドに横になられた時や、椅子に座られた時等には、シルバーカーの位置や向きを変え、安全な環境を整える。

具体的な対策

- ✗ 「周知徹底」、「見守りの強化」(問題点:意識的であいまい)
- 「朝礼時等に周知する」、「定時の訪室を増やす」

実現可能な対策

- ✗ 「常に見守りを怠らない」(問題点:現実的には難しい)
- 「定期的な訪室に加えて、センサーマットを使用する」

具体的で実現可能な対策を記載することで、事故の再発防止や御家族等とのトラブル回避に繋がります。

WAM NET掲載コラム「トラブルに学ぶリスク対策」について(参考)

独立行政法人福祉医療機構運営サイト「WAM NET」に、「トラブルに学ぶリスク対策」という連載コラムが掲載されています。

- ・事例4 家族の介助方法の要求、受け入れて事故が起きたら?
- ・事例6 認知症利用者の加害事故
- ・事例28 過失のある事故を放置、2年後に賠償請求
- ・事例36 センサーボール

どの事業所・施設においても起こり得るケースについて、実際の事例を基に、事故原因と防止対策や、トラブルを避ける事故対応が説明されており、非常に参考になります。ぜひ御確認下さい。

WAM NETトップページ>連載コラム>過去のコラム一覧

「<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/column/troubleshooting/troubleshooting.html>」

2021年度（令和3年度）事業者指導・監査方針について

1 基本方針

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に、サービスの質の確保・向上に資する「確認」「指導」の実施を基本とし、不正等が疑われる事業者に対しては、機動的に「監査」を実施し、法令遵守の徹底を図る。

2 確認

（1）実地確認

事業所・施設においてサービス提供の実態及び身体拘束・高齢者虐待の防止、人員配置等の確認を行うことを目的に行う。

（2）実地確認の方法

1 事業所・施設当たり概ね1時間程度視察する。

3 指導

（1）集団指導

ア 指導事項

制度管理の適正化を図るため制度理解に関する指導のほか、実地指導結果の説明や、注意喚起が必要な事項など、適切な介護サービスや、介護報酬請求が行われるよう講習等の方法により行う。

イ 対象サービス及び実施回数

区分	回数	備考
全サービス	1・2回	介護サービス事業者説明会（3月）

（その他、状況に応じてサービス種別ごとに、実施する場合があります。）

（2）実地指導

ア 開設前実地指導

指定（開設）前の開設予定地での現地確認時に、指定申請書に基づく人員・設備等の確認及び運営上の指導を行う。

イ 開設後実地指導

新規指定事業所・施設を対象とし、指定後早期に事業所・施設において実施する。

(7) 指導事項

予め送付する「指定事業所における介護サービスの質の確保・向上に向けた取組状況点検票」「自己点検シート」により事業者自ら点検し、その結果を踏まえて、利用者の尊厳の保持及び介護サービスの質の確保・向上に努め、不正請求を未然に防止し、将来に向けて適正運営を継続していくために、指定申請時の人員配置等の確認や運営指導、報酬請求指導等を含めた全般的な指導を行う。

(4) 実地指導の方法

区分	行 動 等	備 考
事 前	○実施通知（概ね1月前） ○「指定事業所における介護サービスの質の確保・向上に向けた取組状況点検票」、「自己点検シート」及び国が作成した「各種加算等自己点検シート」等を送付	(記載事項) ①実地指導の根拠規定及び目的 ②実地指導の日時及び場所 ③指導担当者 ④出席を求める者 ⑤準備書類等の案内
当 日	○人員・設備基準の確認 ○運営基準の確認 ○運営指導 ・利用者の生活実態のヒアリング・評価 ・サービスの質に関するヒアリング・評価 ○報酬請求指導 ・報酬基準に基づいた実施のヒアリング・評価	・勤務形態一覧表、「指定事業所における介護サービスの質の確保・向上に向けた取組状況点検票」「自己点検シート」及び国が作成した「各種加算等自己点検シート」を参考とする。 ・福山市条例及び介護報酬の告示に基づく指導及び助言をする。（国が作成した「介護保険施設等実地指導マニュアル」「ケアプラン点検支援マニュアル」及び「福山市介護予防ケアマネジメントマニュアル」を参考とする。） ・1事業所・施設当たり概ね2時間程度

事後	○指導結果通知	(記載事項) ・改善を求める事項及び根拠規定
	○事業所・施設からの報告書の提出	改善又は過誤調整を要すると認められた場合

(ウ) 実施体制

1 事業所・施設あたり担当職員3～4人で実施することを基本とする。

ウ 定例実地指導

介護サービス事業所・施設において実施する。

概ね3年間に、全事業所・施設を一巡する。

(ア) 指導事項

予め送付する「指定事業所における介護サービスの質の確保・向上に向けた取組状況点検票」、「自己点検シート」により、人員配置等の実態を確認するとともに、サービスの質の確保・向上や介護給付の適正化につながるよう、次の事項において重点的に指導を行う。

個別ケアプランに基づいたサービス提供を含む「一連のケアマネジメントプロセス」、「高齢者虐待防止及び身体的拘束廃止」等に係る運営上の指導及び各種加算に基づくサービス提供に係る報酬請求上の指導と処遇改善加算の算定状況についての確認を実施する。

また、人員配置については、特に近年増加傾向にある併設や複合的なサービスを提供している事業所において重点的に配置状況を確認する。

地域密着型サービスについては、「認知症ケア」及び「地域との連携」に係る理解・取組についても事業所の担当者とともにヒアリング及び評価を行う。

施設サービスについては、「衛生管理」・「褥瘡予防」等に係る理解・取組についても施設の担当者とともにヒアリング及び評価を行う。

居宅介護支援及び介護予防支援については、ケアプラン点検として、ケアプランがケアマネジメントにおける一連のプロセスを踏まえ、利用者の自立支援に資するものになっているかを介護支援専門員等に対し、ヒアリングを行うとともに評価を行う。

特に居宅介護支援における訪問介護の訪問回数の多いケアプランについては、上記に加え、重度化防止等について介護支援専門員に対し、ヒ

アーリングを行うとともに評価・是正の促しを行う。

また、過去に実地指導を実施した事業所・施設については、その際の指摘事項等に対する取組状況を確認する。

(イ) 実地指導の方法

開設後実地指導時と同様とする。

(ウ) 実施体制

開設後実地指導時と同様とする。

4 監査

監査

利用者等からの通報、苦情、相談等に基づき、介護サービス事業者の指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認められる場合に実施する。

5 業務管理体制に係る検査

福山市に届け出た業務管理体制の整備及びその運用状況を確認する「一般検査」並びに指定等取消処分相当の事案が発覚した場合における「特別検査」を実施する。

なお、「一般検査」については、概ね6年に1回実施する。

ア 検査事項

別に定める「業務管理体制報告書」に基づき、法令遵守に係る取組状況を確認する。

イ 検査の方法

書面検査を基本とし、必要に応じて、実地検査を行う。

ウ 対象事業者

福山市に業務管理体制の整備の届出を行っている法人に対して実施する。

福山市条例の改正について

1 条例の一部改正について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）等の一部改正に伴い福山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正を行います。

下記の改正条例はいずれも国が示している基準省令と同様の取扱いとするもので
す。

- ・福山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・福山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・福山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・福山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・福山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・福山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- ・福山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・福山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- ・福山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- ・福山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・福山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ・福山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ・福山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ・福山市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- ・福山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

※2021年（令和3年）3月下旬公布、2021年（令和3年）4月1日施行予定
 ※全サービス種別について改正するものです。個別の条例の内容については、福山市HPを参照してください。

【主な改正点（条例規定事項／2020年（令和2年）6月5日変更分）】

居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者要件 2021年（令和3年）4月1日以降、指定居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員でなければならない。 ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由（※）がある場合、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。 ・管理者要件の適用の猶予 2021年（令和3年）3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を2027年（令和9年）3月31日まで猶予する。
--------	---

※ 4参考資料① 表「居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置について」の① 参照

【主な改正点（条例規定事項／2021年（令和3年）4月1日変更分）】

サービス種別	概要
訪問系サービス共通 通所介護 介護予防相当通所 基準緩和型通所 通所リハビリテーション 福祉用具貸与（販売）	事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合は、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。
訪問入浴介護 通所系サービス共通 短期入所系サービス共通 多機能系サービス共通 居住系サービス共通 施設系サービス共通	認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付け、3年の経過措置期間を設ける。
居宅療養管理指導	多職種間での情報共有促進の観点から、薬剤師の居宅療養管理指導の算定要件とされている介護支援事業者等への情報提供の方法、内容等について、明確化する。
通所介護 介護予防相当通所 基準緩和型通所	利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流を促進する観点から、地域密着型通所介護等と同様に、その事業の実施に当たって、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

夜間対応型訪問介護	<p>地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を用しながらサービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、以下について可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーターについて <ul style="list-style-type: none"> ①併設施設等の職員と兼務すること。 ②随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること。 ・他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を一部委託すること。 ・複数の事業所間で、随時対応サービス（通報の受付）を「集約化」すること。
通所系サービス共通 短期入所系サービス共通 特定施設入居者生活介護 施設系サービス共通	災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が義務付けられている介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
短期入所生活介護 施設系サービス共通	<p>個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。 ・ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。
居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者に、以下について利用者に説明を行うことを新たに求める。 <p>①作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合</p> <p>②作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合</p>
認知症対応型共同生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設する。 <p>①経営の安定性の観点から、ユニット数について、「1又</p>

	<p>は2, 地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところ、これを「1以上3以下」とする。</p> <p>②複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設する。同基準は、本体事業所との兼務等により、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようになるなど、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準を参考に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和する。 ・認知症グループホームにおいて、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホームの人員配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に十分留意しつつ、以下の見直しを行う。 <p>①地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型を除く。）において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことを可能とする。</p> <p>②サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の<u>生活相談員</u>、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、<u>生活相談員</u>、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員を置かないことを可能とする。</p>
施設系サービス共通	<ul style="list-style-type: none"> ・従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可

	<p>能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求め、3年間の経過措置期間を設ける。 ・栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行う観点から、以下の見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①現行の栄養士にもしくは、管理栄養士の配置を位置付ける。 ②各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求め、3年の経過措置期間を設ける。 ・介護保険施設における施設系サービスの事業者を対象に、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務付け、6月の経過措置期間を設ける。
全サービス共通	<p>(感染対策の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ①施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施 ②施設系サービス以外について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等の実施 <p>(業務継続に向けた取り組みの強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付け、3年の経過措置期間を設ける。 <p>(ハラスメント対策の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求ることとする。 <p>(会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。

	<p>①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイドンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。</p> <p>②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。</p> <p>(利用者への説明・同意等に係る見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。 <p>(記録の保存等に係る見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する。 <p>(運営規定等の掲示に係る見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。 <p>(高齢者虐待防止の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者的人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付け、3年の経過措置を設ける。 <p>(CHACE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全てのサービスについて、CHACE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。
--	---

※上記内容については、介護予防も同様の取扱いとなります。

※必ず実施事業の基準条例を確認してください。

※以下のようにサービス種別を省略しています。

訪問系サービス共通…訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・夜間対応型訪問介護・介護予防相当訪問・基準緩和型訪問

通所系サービス共通…通所介護・通所リハビリテーション・地域密着型通所介護・認知

症対応型通所介護・介護予防相当通所・基準緩和型通所
短期入所系サービス共通…短期入所生活介護・短期入所療養介護
多機能系サービス共通…小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護
居住系サービス共通…特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護
施設系サービス共通…地域密着型介護老人福祉施設・介護老人福祉施設・介護老人保健
施設・介護療養型医療施設・介護医療院

【主な改正点（条例規定事項／2021年（令和3年）10月1日変更分）】

居宅介護支援	区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検・検証の仕組みを導入する。
--------	---

2 国が発出する省令の解釈通知について

福山市が定める条例の解釈は、国の解釈通知に準じます。

3 条例等データ掲載場所（ホームページ）

福山市ホームページ担当部署でさがす→「保健福祉局／介護保険課」

→「事業所の方」 [事業所の方はこちら](#)

→「基準条例等」 [1 基準条例・介護報酬改定・Q & A・通知](#)

※条例については、議決を経る必要があるため、HPへの掲載が遅れる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

4 参考資料

①居宅介護支援事業所管理者の配置要件について（介護保険最新情報Vol. 843）

2020年（令和2年）6月5日に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布され、2021年（令和3年）3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を2027年（令和9年）3月31日まで延長することになりました。

それを受け、2021年（令和3年）3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である事業所が2021年（令和3年）4月1日以降に管理者を変更した場合、管理者は主任介護支援専門員でないと基準を満たさないため、変更届を提出される際は注意してください。

居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置について							
令和3年		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
3月	4月					3月	4月
①以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等のやむを得ない理由がある場合							
<p>・ <u>2021年（令和3年）4月1日</u>以降不測の事態（※1）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書（※2）を保険者に届出た場合。（なお、この場合、管理者要件の適用を<u>1年間</u>猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から、<u>特に必要と認められる場合には保険者の判断によりこの猶予期間を延長することができる。</u>）</p>							
<p>・特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合</p>							
②①に該当しておらず、2021年（令和3年）3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である場合							
<p>経過措置期間延長（2021年（令和3年）3月31日時点の管理者が管理者を続けることができる）</p>							
<p><u>管理者は主任介護支援専門員であることが必要</u></p>							
③①に該当しておらず、2021年（令和3年）4月1日以降新たに及び交替で管理者となる場合							
<p><u>管理者は主任介護支援専門員であることが必要</u></p>							

※1 不測の事態については、次の例が想定されるが、保険者の個別判断となる。

（例）本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生、急な退職や転居 等

※2 計画書…「管理者確保のための計画書」（介護保険最新情報Vol. 843参照）

②主任介護支援専門員更新研修に係る受講要件の臨時的取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度（令和2年度）に開催される法定外研修が例年より少なくなっています。そのため、2020年度（令和2年度）に主任介護支援専門員更新研修に係る受講要件②「地域包括支援センターや職能団体が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者」が満たせない方は、2021年度（令和3年度）主任介護支援専門員更新研修の初日の前日までに参加した法定外の研修等を2020年度（令和2年度）分に含むことを可能としています。

業務管理体制について

1 制度改正について

2021年（令和3年）4月1日から、都道府県知事が届出先となっていた事業所のうち、指定事業所が同一中核市にのみ所在する事業者（介護療養型医療施設を含む場合は除く）の届出先が、原則として中核市の長へ変更となりますので、御注意ください。なお、この法改正に伴う、届出書の提出は不要です。

＜福山市における変更点のまとめ＞

区分	届出先（現行）	届出先（令和3年4月1日以降）
指定事業所（許可施設含む）が福山市にのみ所在する事業者	広島県知事	福山市長

※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の届出先は、現行の広島県知事のままとなります。

2 届出事項の変更について

届出事項に変更があった場合は変更届が必要ですが、届出がされていない事業者が散見されます。必要な届出内容は、以下の通りですので、変更がある場合は、遅滞なくその旨を届け出してください。

＜届出が必要な場合＞

変更事項	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の種別及び名称（フリガナ） ・主たる事務所の所在地、電話番号及びファクス番号 ・代表者の名前（フリガナ）及び生年月日 ・代表者の住所 ・代表者の職名 ・法令遵守責任者の名前（フリガナ）及び生年月日 	・介護保険法第115条の32第3項に基づく業務管理体制にかかる届出書（届出事項の変更）
<ul style="list-style-type: none"> ・業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 ・業務執行の状況の監査の方法の概要 <p>※HPの業務管理体制の概要にて御確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出事項の変更に係る届出書 ・別紙（参考様式）事業所一覧 ・各概要で必要な添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ・福山市以外に新たな指定事業所を指定した場合 ・福山市以外の指定事業所が廃止したため、指定事業所が福山市のみになった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第115条の32第2項（整備）又は第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書 <p>※変更前と変更後の行政機関の双方に届出が必要。</p>

＜業務管理体制の概要・様式の掲載場所＞

届出書の様式等の掲載場所は以下の通りです。URLをクリック、または、QRコードを読み取ってください。

福山市役所介護保険課HP>事業者の方はこちら>届出等 様式集>
1 各種届出に係る書類>5 介護サービス事業者の業務管理体制に係る届出書

URL : <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/1115.html>

QRコード



令和3年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る 届出書の届出先が一部変わります

指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者にかかる届出先について、原則都道府県知事から中核市の長へ変更となります。

なお、この法改正に伴う、届出書の提出は必要ありません。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第26号）により介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されました。

区分	届出先 (現行)	届出先 (令和3年4月1日以降)
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者（※）	都道府県知事	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事	都道府県知事

（※）指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く（届出先は都道府県知事のまま）



厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

認知症介護研修について

1 認知症介護研修について

認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護においては、代表者・管理者・介護支援専門員・計画作成担当者が、次の研修を修了していることが必要です。

従事する職種	受講すべき研修
代表者 (小規模、GH、看護小規模)	認知症対応型サービス事業開設者研修
管理者 (認知デイ、小規模、GH、 看護小規模)	認知症介護実践研修（実践者研修）
	認知症対応型サービス事業管理者研修
計画作成担当者 (小規模、看護小規模)	認知症介護実践研修（実践者研修）
	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
計画作成担当者 (GH)	認知症介護実践研修（実践者研修）

2 計画的な研修受講について

研修を修了した職員の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ない理由により、人員基準を満たさなくなる場合が生じています。各研修の定員に限りはありますが、計画的に研修受講を行うようお願いします。

3 研修受講誓約書について

事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ない理由により、研修修了者を配置できない場合は、研修未修了者に次回の研修を受講する旨を記載した受講誓約書を提出することにより、当該研修を受講するまでの間は減算に該当しない取扱いとしています。

この場合の研修未修了者については、必ず研修を受講し、当該職務に従事してください。なお、受講誓約書を提出したにもかかわらず、研修受講をされなかった場合は、配置年月日に遡って人員基準減算に該当する場合があります。

また、新規事業所開設時は、研修受講誓約書の提出は認めていません。事業所開設までに研修受講を終えるようお願いします。

4 確約書について

既に研修受講誓約書を提出している場合を除き、推薦希望書の提出時に別途「確約書」の提出を求めてこととしています。この「確約書」は、研修受講者を必ず配置することを確約するものです。推薦希望書を提出の際は、推薦希望書の内容に変更が無いよう確認した上で提出してください。

なお、以下のような推薦希望理由の場合は、推薦として認められないため、通常の申込みを行って下さい。

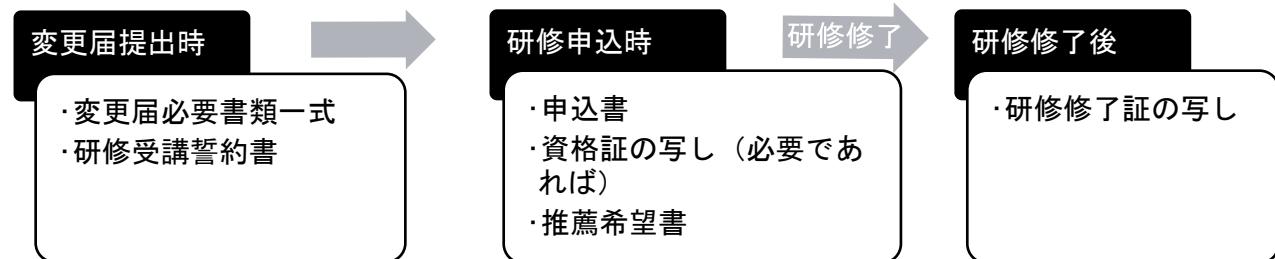
【推薦希望理由として認められないもの（例）】

- ・研修受講済みの職員を2人配置したいため。
- ・資質の向上を図りたいため。

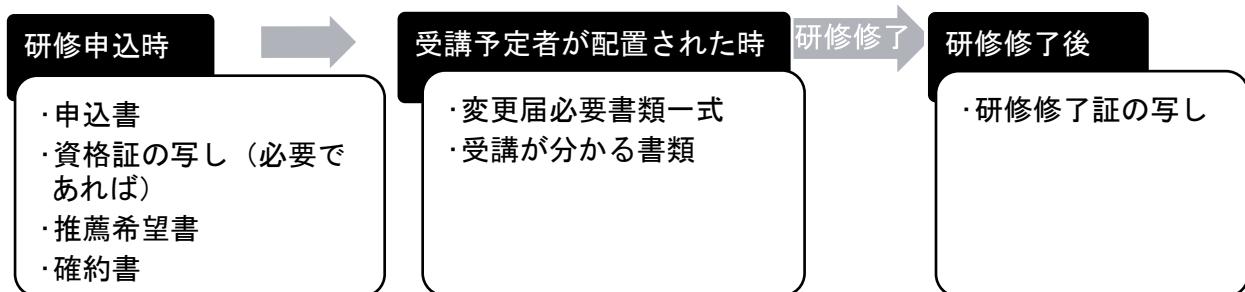
5 推薦希望者の提出書類の取扱いについて

認知症介護研修の推薦を希望する際に提出する書類の取り扱いは下記のとおりです。下記以外の状況の場合は、書類を提出する際に事前にお問い合わせください。

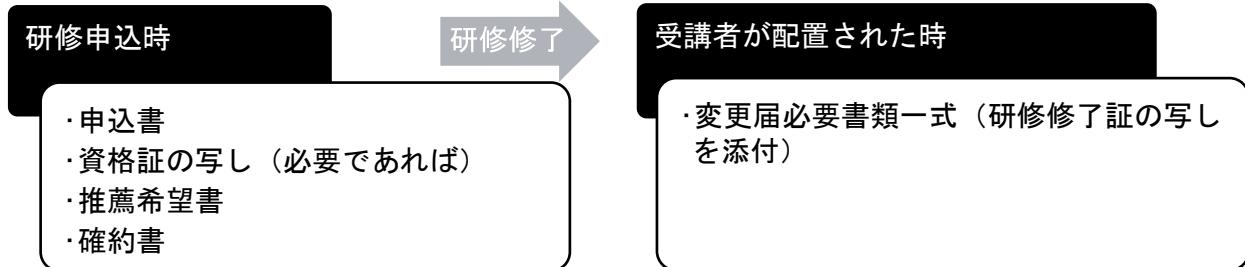
【1】やむを得ない理由により、変更届提出時に研修修了者が配置できていない場合



【2】研修修了までに受講予定者が、やむを得ない理由により管理者、計画作成担当者又は代表者に変更（配置）される場合



【3】研修修了後、受講予定者が管理者、計画作成担当者又は代表者に変更（配置）される場合



（注）【2】、【3】の場合において管理者、計画作成担当者又は代表者への変更や担当者の異動が不確実な場合など確実に配置されない場合は推薦の対象外となります。

6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う研修の中止・延期の取り扱いについて

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により下記の研修が中止になりました。

- ・第3回実践者研修→中止
- ・第4回実践者研修→中止

新型コロナウイルス感染症の影響により中止・延期となった研修は、広島県介護福祉士会から申込時に記載された連絡先に連絡がありますので、その指示に従ってください。

なお、人員基準については、誓約書又は確約書を提出している受講予定者が研修の中止により受講できなかった場合、配置年月日に遡る人員基準減算に該当しません。ただし、その後に行われる直近の該当研修を必ず受講してください。その場合、誓約書又は確約書の再提出は不要です。

万が一、直近の研修を受講しなかった場合は、配置年月日に遡って人員基準減算に該当する場合がありますのでご注意ください。

認知症介護基礎研修について

条例改正に伴い、認知症介護基礎研修の受講が義務付けられる予定です。

【目的】

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため。

【対象者】

対象サービスの介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者。

【経過措置期間】

2024年（令和6年）3月31日まで

【対象サービス】

訪問系サービス	訪問入浴介護
通所系サービス	通所介護
	通所リハビリテーション
	地域密着型通所介護
	認知症対応型通所介護
	介護予防相当通所
	基準緩和型通所
短期入所系サービス	短期入所生活介護
	短期入所療養介護
多機能系サービス	小規模多機能型居宅介護
	看護小規模多機能型居宅介護
居住系サービス	特定施設入居者生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	認知症対応型共同生活介護
施設系サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設
	介護医療院

【計画的な研修受講について】

新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、研修の中止又はリモート開催となる場合があります。定員に限りはありますが、計画的に研修受講を行うようお願いします。

保険給付に関する各種届出・申請時における指摘事項について

各事業所におかれましては、住宅改修費事前届出等の各種届出や申請をしていただいているところです。

しかし、内容に不備があるため、受付を行えなかったり、修正・追加資料を求めたりすることもあります。その内容について、主なものを紹介しますので、今後の参考にしてください。

【住宅改修費事前届出書】

具体的な事例		指摘事項
1	理由書の作成を介護支援専門員等の有資格者が行っていない。	理由書の作成は、基本的には居宅介護サービス計画（介護予防サービス計画）を作成する介護支援専門員が行うこと。 なお、介護支援専門員以外では、作業療法士、看護師、介護福祉士又は福祉住環境コーディネーター2級以上の方については、理由書の作成を認めているが、この場合は、十分な連絡調整を行うこと。工事後に虚偽等が判明した場合、全て保険対象外となる場合がある。
2	改修箇所の全体が写っていない。 また、完成予定図をきちんと記載していない。寸法（手すりの長さ、設置位置の高さ）が明らかに異なっている。	原則、改修箇所の全体が写るように写真をとること。写っていない部分は、保険対象外となる場合がある。（写真は、複数枚に分かれてもよい） 完成予定図は、完成前の写真と同様のものに詳細に記載すること。その際、寸法等も確認すること。（予定図に正確に書けない場合は資料での補足も可能）
3	住民票の住所地以外（例：息子・娘の家）で主に生活しているため、住宅改修の申請を行う。	住民票の住所地が住宅改修の保険対象となる。一時的に居住するための住宅改修は保険の対象外となる。
4	新築建物において、住宅改修の申請を行う。 また、老朽化、破損を理由に申請を行う。	新築・増築の場合又は老朽化、破損を理由とした申請は、保険対象外となる。
5	廊下の両側に手すりを取り付けている。	手すりの取り付け工事は、原則、片側工事のみを対象としている。ただし、被保険者の身体状況により目的を達成できないことが確認できる場合は、両側への取り付けも保険対象となる。
6	玄関以外の場所（勝手口、縁側）から出入りするための改修工事を行うが、理由書に記載がない。	当該場所の改修工事を行う場合は、日常生活上の動線として利用している旨を理由書に記載すること。 趣味嗜好のために改修する場合は、保険対象外となる。

【住宅改修費支給申請書】

具体的な事例		指摘事項
1	振込口座が被保険者本人以外のものになっている。 また、領収証が本人名義となっていない。	口座を持っていない場合を除き、振込口座は原則、被保険者本人名義のものとすること。 また、領収証も被保険者本人名義とすること。（フルネームで記載） 本人名義以外では、保険対象とならない。
2	事前届出時に行っている。また、事前の届出内容と異なる工事を行っている。	事前に届出がない工事、届出内容と異なる工事は、全て保険対象外となる。 手すりの取り付け位置等が変更となる場合、工事前に連絡すること。（10cm以内の変更は連絡不要）連絡なしに異なる工事を行っている場合は、保険対象外となる。

【福祉用具購入費支給申請書】

具体的な事例		指摘事項
1	浴槽内椅子を浴室に置いて、浴槽への出入りを容易にするために使用している。	浴槽内椅子は浴槽内において使用すること。 ただし、浴室が狭い等、そのこの全面設置が難しい場合は、「浴室すのこ」として購入を認める場合がある。(現地確認若しくは浴室全体の見取り図や写真を提出してもらい判断する。)
2	数年前に購入した物が破損したため、再購入をしている。 また、状態が変化したため、再購入をしている。	原則、同一品目の再購入は不可。 破損状況によっては、再購入可となる。申請時に、破損部分が分かる写真を添付すること。 状態変化により、再購入をする場合は、購入済の福祉用具では対応困難な理由と、再購入により見込まれる改善状況を明記すること。
3	既製品では対応不可であるため、オーダー品を購入している。	オーダー品の購入は、浴室すのこ以外は認められない。
4	福祉用具として、スワレットを購入している。	スワレットは、住宅改修で対応すること。

※申請時に支給対象外となることを防ぐため、不明点等あれば事前にご相談ください。

【軽度者に対する福祉用具貸与に関する確認書】

具体的な事例		指摘事項
1	福祉用具貸与開始日以降に確認書を提出している。	原則、貸与開始日前に確認書を提出すること。 以下の場合を除き、サービス計画の写しや医師の所見の確認をとった書類の写しの提出を求める場合がある。 ・利用者の心身の状況から、やむを得ない理由で事後の提出となる場合 ・要介護（要支援）認定申請に伴う介護度決定後の申請の場合
2	立ち上がりが困難という理由で特殊寝台をレンタルしている。	特殊寝台の必要性は、起き上がり・寝返りで判断することになる。 ギャッチアップ機能を必要としていない場合は、特殊寝台の必要性が認められない。 <u>※この事例のほか、福祉用具ごとに定められた「厚生労働大臣が定める状態像」を確認し、利用者がどの状態であるかを適切に把握して確認書を作成すること。</u>
3	確認申請の必要がない場合に申請書が提出されている。	・車いすや、車いす付属品については確認申請の提出は不要。 ・直近の認定調査結果に基づき判断し、一定の条件に該当する場合については、例外的な保険給付の対象として、確認申請の提出は不要。 (例：特殊寝台 基本調査 1-3・1-4「できない」⇒確認申請不要)

【サービス計画作成依頼届出書】

具体的な事例		指摘事項
1	サービス計画作成依頼届出書の提出忘れによる償還払いの申請や、償還払いとなる期間が長期化しているケースがある。	被保険者からサービス計画作成の依頼を受けた時は、すみやかにサービス計画作成依頼届出書を市へ提出すること。 また、プランを作成される場合は、被保険者証に印字される、「居宅介護支援事業者名及びその事業所の名称」と「届出年月日」を確認すること。

保険給付に関する申請様式の変更について

2021年（令和3年）4月から保険給付に関する以下の申請書・届出書の様式を変更します。主な変更内容は、これまでには被保険者等の押印を求めていたところ、押印を求めないこととするものです。なお、旧様式について、当分の間、使用することができますとします。

【変更する様式一覧】

- 介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書兼高額介護予防・生活支援サービス費支給申請書
- 介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書（償還払い用）
- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- 軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与に関する確認書
- 介護保険負担限度額認定申請書
- 介護保険利用者負担額減額・免除申請書
- 利用者負担額減額・免除申請書
- 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書
- 福山市訪問介護利用者負担額減額認定申請書
- 福山市家族介護用品支給申請書

要介護認定の見直しについて

2021年（令和3年）4月1日から、介護保険法施行規則の改正により、更新認定の二次判定において、直前の要介護度（前回要介護度）と同じ要介護度と判定された場合は、認定有効期間の上限を、現行の36ヶ月から48ヶ月に延長することが可能となります。

(参考)

要介護認定制度の見直し（有効期間）

申請区分等		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請		6ヶ月	3ヶ月～6ヶ月 → 3ヶ月～12ヶ月 (H24年度改正)
区分変更申請		6ヶ月	3ヶ月～6ヶ月 → 3ヶ月～12ヶ月 (H23年度改正)
更新申請	前回要支援→今回要支援	6ヶ月～12ヶ月 (H16年度改正)	3ヶ月～12ヶ月 → 3ヶ月～24ヶ月 (H27年度改正)*1 → 3ヶ月～36ヶ月 (H30年度改正) → 3ヶ月～48ヶ月 (R3年度改正予定)*2
	前回要介護→今回要介護	6ヶ月～12ヶ月 (H16年度改正)	3ヶ月～12ヶ月 → 3ヶ月～24ヶ月 (H16年度改正) → 3ヶ月～36ヶ月 (H30年度改正) → 3ヶ月～48ヶ月 (R3年度改正予定)*2
	前回要支援→今回要介護 前回要介護→今回要支援	6ヶ月～12ヶ月 (H27年度改正)*1	3ヶ月～6ヶ月 → 3ヶ月～12ヶ月 (H23年度改正) → 3ヶ月～24ヶ月 (H27年度改正)*1 → 3ヶ月～36ヶ月 (H30年度改正)

* 1 市町村全域で介護予防・日常生活支援総合事業を開始した場合に適用。

* 2 直前の要介護度と同じ要介護度と判定された場合に適用。

介護保険 要介護認定・要支援認定申請書の提出について

1. 主事意見書及び予診票について

介護保険 要介護認定・要支援認定申請書（以下「申請書」）の提出時の「主治医」主治医について、医療機関に主治医意見書作成依頼書を送付後、依頼先の医療機関より「担当医が、主治医意見書の作成は出来ない」等の連絡があり、再度、別の医療機関へ作成依頼することとなるケースが時々ありますが、再度主治医意見書作成依頼書を送付する場合、認定申請から決定までの期間が長くなり、被保険者の介護サービス利用に不利益が生じる恐れがあります。

そのため、申請書提出前に、依頼予定先医療機関の主治医に、主治医意見書の作成についての確認をお願いいたします。

また、「主治医意見書作成のための予診票」の提出がなければ主治医意見書の作成をされない医療機関もあるため、出来るだけ早めに医療機関へご提出していただけるよう、被保険者又はご家族等にお願いしてください。

2. 本人の状況等の記載について

申請書の下部「認定調査について」欄内「本人の状況等」欄は、チェック項目について漏れなく記入し、本人の心身の状態等について詳しく記載してください。

特に、ガン末期状態の場合は「□末期がんの状態であるため、要介護認定の結果急ぎます」に必ずチェックをしてください。

3. 押印不要について

厚生労働省老健局長発、令和2年12月25日付老発1225第3号により「申請代行者に押印を求める不必要とする」と通知があり、申請代行事業所等には2021年1月にメールにてご連絡させていただきました。

改めまして、今後、申請書内、申請者提出欄の申請代行事業所の押印は不要です。また、申請書裏面の同意欄の押印も不要です。但し、本人が署名できない場合の取り扱いは従来通り、本人署名欄への記載及び代筆者名等の記載は必要です。

介護保険 要介護認定・要支援認定申請書

福山市長様 次のとおり申請します。

受付	被保険者証	入力
	有・失・ 新規	2号
廿届	包括・居宅・小規模・後日	

申請区分	新規	更新・区分変更・要介護新規・転入	申請年月日	2021年2月1日	
被保険者	被保険者番号	0001234567	個人番号		
	フリガナ	フクヤマ タロウ	性別	生年月日	年齢(申請時)
	名前	福山 太郎	男・女	昭和 10 年 1 月 1 日	84 歳
	住所 (住民登録地)	〒721-0851 福山市東桜町3番5号	電話番号	(084) 928-XXXX	
	前回認定	事業対象・非該当・要支援(<input checked="" type="checkbox"/>)・要介護(<input type="checkbox"/>)	年 月 日	年 月 日	
	新規の場合は記入不要	体(市町村)名	転出元の自治体で申請中の場合は申請日		
申請理由	合のみ記入		具体的な事情がある場合は、以下余白に記入		
	前回の状態に比べて(改善・悪化)したため				

この欄は、本人申請以外の場合、記入してください。

申請提出者	名前又は名称 福山 花子	代行事業所のみ該当する箇所にチェックしてください。(□地域包括支援センター□居宅介護支援事業者□指定介護老人福祉施設□介護老人保健施設□指定介護療養型医療施設□介護医療院)	本人との関係 妻
		ケアマネ担当者名	
住所又は所在地 〒 721-0851 福山市東桜町3番5号	電話番号 (084) 928-XXXX		

この欄は、認定審査会の資料となる「主治医意見書」を記入してもらう医療機関の情報を記入してください。

主 治 医	医療機関名	○○病院	主治医の名前	広島 次郎	最終受診日 予定受診日	2021年XX月XX日
	所 在 地	福山市東桜町○○			電話番号 () -	

この欄は、第2号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入をし、**医療保険証のコピーを添付してください。**

特定 疾病	医療 保険者名	医療保険被保険 者証記号番号
----------	------------	-------------------

調査場所	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票の住所地		<input type="checkbox"/> 住民票の住所地以外		住所 電話番号 () -				様方 あり なし	駐車場		
	<input type="checkbox"/> 入院中の病院		<input type="checkbox"/> 入所中の施設		施設名						入院の場合 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 介護療養型	
											階	号室 電話番号 () -
※入院中・入所中のみ記入 入院(入所)年月日					年 月 日		退院(退所)予定年月日		年 月 日			
同席者	<input checked="" type="checkbox"/> 同席する		名前 福山花子 続柄 妻			名前			続柄			
	<input type="checkbox"/> 同席しない		※同席者なしの場合、心身の状態に関しての聞き取りに対し十分に受け答えができるものとし、本人からのみ聞き取ります。									
日程調整の相手方	フリガナ	フクヤマ ハナコ							※調査実施日を決めるため、調査員から原則平日9時から17時の間で事前に電話がります。			
	名前	福山 花子										
	電話番号	(084) 928 - XXXX 続柄 妻										
介護サービス利用や病院受診など都合の悪い日に×や予定を記入	月	火	水	木	金	土	日	その他				
本人の状況等	難聴 <input checked="" type="checkbox"/> (手話通訳:要 <input type="checkbox"/> 不要) <input type="checkbox"/> 無 感染症:有(<input type="checkbox"/>) <input checked="" type="checkbox"/> (無) 別室での聞き取り希望 <input checked="" type="checkbox"/> (有) <input type="checkbox"/> 無 未告知の病名:有(<input type="checkbox"/>) <input checked="" type="checkbox"/> (無)											
・生活でお困りの点 ・希望するサービス ・本人以外で聞き取りを受けたい人 ・調査員に特に伝えておきたいこと	大きな声でゆっくり話してください。											
	本人は何でもできると言うので玄関外で家族の話を聞いてください。											
	<input type="checkbox"/> 末期がんの状態であるため、要介護認定の結果急ぎます。											

調査予定目

調查員名

裏面 同意欄あり 記入済

■同意欄

私は、介護(予防)サービス計画作成等、介護保険事業に必要があるときは、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設等の関係人及び主治医意見書を記載した医師に認定結果を提示し、並びに当該関係人に要介護・要支援認定に係る調査内容及び主治医意見書の写しを交付することに同意します。あわせて、更新申請において、認定有効期間内に要介護・要支援認定が行われる場合は、申請から30日を超える処分までの処理見込期間とその理由の通知(延期通知)を省略することに同意します。

本人署名欄 福山 太郎 (代筆の場合でも記入)

(代筆の場合)

代筆者名前 福山 次郎

住所 福山市東桜町○番○号

本人との関係 子

※申請には介護保険被保険者証の添付が必要です。

(被保険者証が交付されている方)

要介護認定等に係る個人情報外部提供申請について

要介護認定等に係る個人情報外部提供の利用については「要介護認定等に係る個人情報外部提供取扱要綱」第3条に掲げる「利用目的」以外には使用できません。

また、併せて、第8条に掲げる「外部提供を受けた者の遵守事項」を遵守してください。

(参考) 要介護認定等に係る個人情報外部提供取扱要綱（抜粋）

(利用目的)

第3条 外部提供に係る利用目的は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護サービス計画の作成
- (2) 介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成
- (3) 地域ケア会議における個別事例の検討
- (4) その他市長が適当と認める利用目的

(外部提供を受けた者の遵守事項)

第8条 この要綱の規定により外部提供を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第2号及び第3号については、外部提供を受けた者が、サービス担当者会議又は地域ケア会議に資料を提供する理由で本人同意を得ている場合は、この限りでない。

- (1) 提供を受けた資料（以下「提供資料」という。）に係る本人又は本人の親族の情報その他の個人情報を、第3条に掲げる利用目的以外の目的に使用しないこと。
 - (2) 提供資料の内容を他に漏らさないこと、又は提供資料を他に提供し、若しくは閲覧させないこと。
 - (3) 提供資料を複写し、又は複製しないこと。
 - (4) 提供資料は責任を持って厳重に管理し、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止し、適正な保管に努めるとともに、提供資料について改ざん、滅失、毀損その他の事故が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。
 - (5) 本人とサービス提供に係る契約が終了した場合その他提供資料を保有する必要がなくなった場合は、速やかに当該提供資料を責任を持って裁断等により廃棄すること。
 - (6) 本市から立入調査の要請があったとき、又は提供資料の提示、提出若しくは返還を求められたときは、これに応じること。
 - (7) 資料の提供を受けた者の従業者又は従業者であった者が、前各号に掲げる事項を遵守するよう必要な措置を講じること。
 - (8) 提供資料の利用に関して疑義が生じた場合又はこの要綱に定めのない事項が生じた場合は、市長の指示に従うこと。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、第4条第2号の資料については、本人（家族等の介護者を含む。）に対して告知していない傷病名等が記載されている場合があり、診療上支障が生じる可能性があるため、その取扱いについては慎重を期することとし、サービス担当者会議又は地域ケア会議に資料を提供する場合であっても、本人（家族等の介護者を含む。）へ資料を提供する場合は、主治医に提供の可否を確認することとする。また、第4条第1号の資料についても本人（家族等の介護者を含む。）に対して告知していない傷病名等が記載されている場合があるため、その取扱いについては慎重を期することとする。

令和3年度広島県認定調査員新規研修受講について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素より、本市の介護保険事業の推進につきまして、多大なるご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また今年度、新型コロナウイルス感染症に係る認定調査の対応について、ご理解ご協力をいただきまして重ねてお礼申し上げます。

認定調査の実施において、調査場所が施設である場合、施設内にウイルスを持ち込まない観点から、認定調査の資格のあるケアマネが在籍されている施設におかれましては、当該職員による調査をお願いしているところですが、認定調査の資格のあるケアマネが在籍されていない施設もあり、調査依頼に苦慮しています。

認定調査の資格を得るための広島県認定調査員新規研修が、毎年実施されていますので、研修受講をぜひお願いしたいと思います。例年、4月上旬に広島県より研修案内の通知がありますので、受講を希望される場合はご連絡ください。

また、居宅介護支援事業所におかれましても、認定調査の資格のあるケアマネが在籍されていない場合は、ぜひ研修受講をお願いします。

《お問い合わせ先》

福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課

〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号

TEL：(084) 928-1181（担当 相田）

福山市介護予防・生活支援サービス事業（短期集中予防サービス）の事業者の公募について

短期集中予防サービスは、生活機能の低下がみられる要支援者及び事業対象者に対し、利用者が住み慣れた地域において自立した生活機能を維持し、活動的で生きがいのある生活を継続できるよう、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症の予防、社会参加及びセルフケア能力の向上に向けた支援等を保健、医療の専門職が3か月間（訪問型6回、通所型12回）で集中的に実施する事業です。

本市においては、当事業を2015年（平成27年）から実施しているところですが、2021年度（令和3年度）においては、事業がより効果的なものとなるよう事業内容に見直しを行い、6月からの事業開始を予定しており、この度委託事業者を公募いたします。

については、3月の下旬頃を目途に募集要領を高齢者支援課ホームページに掲載する予定としておりますので、募集要領をご確認のうえ、積極的に応募いただきますようお願ひいたします。

【問合せ先】

福山市保健福祉局長寿社会応援部

高齢者支援課 担当：村岡、檀上

T E L 084-928-1065

F A X 084-928-7811

E-mail koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp

2021年（令和3年）3月

生活保護法指定介護機関様

福山市福祉事務所長
(生活福祉課)

サービス利用票について（お知らせ）

平素より、生活保護法の介護扶助受給者に対する介護の実施について、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申しあげます。

毎月御提出いただいているサービス利用票については、次のとおりの取扱いとしています。
今後とも御協力くださいますようお願いいたします。

提出時期	原則毎月15日前後（毎月の提出は必須）
サービス利用票の提出が不要な場合	1 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・（介護予防）認知症対応型共同生活介護・（介護予防）特定施設入居者生活介護
	2 区分変更・介護新規申請中は要介護度が確定していないため、決定後提出してください。（申請中に介護券は発券しません。）
サービス利用票の差替が必要な場合	1 居宅介護支援事業所の変更
	2 サービス提供事業所の変更
	3 サービス種別の変更
	4 要介護度の変更
	5 区分支給限度基準額を超える場合の変更 ※
サービス利用票の差替が不要な場合	1 区分支給限度基準額内の単位数の変更

※ 区分支給限度基準額について

- ・ 居宅介護等に係る介護扶助の程度は、区分支給限度基準額の範囲内とされています。区分支給限度額の範囲を超える介護サービスについては、全額自己負担となることから利用ができません。
- ・ **介護保険の被保険者以外の被保護者（無保険者）**については、他法優先により、障がい者施策により支給されるサービスが介護扶助に優先します。また、原則として〔区分支給限度基準額〕から〔障がい者施策により支給される介護扶助と同内容のサービスの給付額〕を控除した額を上限として介護扶助の利用が可能です。
- ・ **介護保険の被保険者以外の被保護者（無保険者）**のサービス利用票については、障がい者施策により支給される介護扶助と同内容のサービスを含めて作成してください。

<問合せ先>

福山市福祉事務所生活福祉課 介護担当
電話：（084）928-1066

2021年（令和3年）3月

生活保護法指定介護機関の皆様へ

福山市福祉事務所からのお知らせ
～生活保護法による介護券発送について～

福山市福祉事務所
(生活福祉課)

平素より、生活保護法の介護扶助受給者に対する介護の実施について、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申しあげます。

2021年度（令和3年度）の介護券発送予定を次のとおりとしますので、指定介護機関におかれましては、御留意いただき引き続き御協力くださいますようお願ひいたします。

なお、「2021年度（令和3年度）介護券発送予定表」は福山市生活福祉課のホームページへ掲載する予定です。

2021年度（令和3年度） 介護券発送予定表

月	回	締切日	発送日
4	1	4月15日（木）	4月21日（水）
4	2	4月27日（火）	4月28日（水）
4	3	4月30日（金）	5月7日（金）
5	1	5月14日（金）	5月20日（木）
5	2	5月25日（火）	5月27日（木）
5	3	6月2日（水）	6月4日（金）
6	1	6月15日（火）	6月21日（月）
6	2	6月24日（木）	6月28日（月）
6	3	7月2日（金）	7月6日（火）
7	1	7月14日（水）	7月20日（火）
7	2	7月27日（火）	7月29日（木）
7	3	8月3日（火）	8月5日（木）
8	1	8月16日（月）	8月20日（金）
8	2	8月25日（水）	8月27日（金）
8	3	9月2日（木）	9月6日（月）
9	1	9月14日（火）	9月21日（火）
9	2	9月27日（月）	9月29日（水）
9	3	10月4日（月）	10月6日（水）

月	回	締切日	発送日
10	1	10月14日（木）	10月20日（水）
10	2	10月25日（月）	10月27日（水）
10	3	11月2日（火）	11月5日（金）
11	1	11月15日（月）	11月19日（金）
11	2	11月25日（木）	11月29日（月）
11	3	12月2日（木）	12月6日（月）
12	1	12月14日（火）	12月20日（月）
12	2	12月23日（木）	12月27日（月）
12	3	12月28日（火）	1月6日（木）
2022年	1	1月14日（金）	1月20日（木）
	1	1月25日（火）	1月27日（木）
	1	2月2日（水）	2月4日（金）
2	1	2月15日（火）	2月21日（月）
2	2	2月24日（木）	2月28日（月）
2	3	3月2日（水）	3月4日（金）
3	1	3月15日（火）	3月22日（火）
3	2	3月25日（金）	3月29日（火）
3	3	4月4日（月）	4月6日（水）

郵送の場合、締切日に生活福祉課に届くようにお願いします。

支所にサービス利用票を提出する場合、支所から本庁へ送付する必要があるので締切日は2日前倒しとなります。

<問合せ先>

福山市福祉事務所生活福祉課 介護担当

電話：（084）928-1066

資料15

2021年（令和3年）3月

生活保護法指定介護機関等の皆様へ

福山市福祉事務所からのお知らせ～住宅改修について～

福山市福祉事務所
(生活福祉課)

平素より、生活保護法の介護扶助受給者に対する介護の実施について、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申しあげます。

御承知の通り、生活保護受給者の住宅改修の程度は、当該被保護者の保険者たる市町村（被保険者以外の者については居住する市町村）における介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は介護予防住宅改修費支給限度基準額の範囲内において必要最小限度の額とされております。

そのため、生活保護受給者の住宅改修工事について、支給限度額を超える工事については認めることができませんので、改めて周知させていただきます

上記内容について御留意いただき、引き続き御協力くださいますようお願いいたします。

＜問合せ先＞

福山市福祉事務所生活福祉課 介護担当

電話：（084）928-1066

福山市こころをつなぐ手話言語条例を制定しました

～手話への理解を深めて心豊かに共生する地域社会を実現しよう～

福山市こころをつなぐ手話言語条例

この条例は、手話は言語であるとの認識に基づいて、手話への理解や手話の普及について定めています。

(概要)

○基本理念（第2条関係）

手話への理解と手話の普及は、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを前提に、誰もが人格と個性を尊重し合い、心豊かに共生する地域社会を実現することを基本として行う。

○市の責務（第3条関係）

- ・手話への理解を広げ、手話を使用しやすい環境の整備を推進する。
- ・ろう者の自立した日常生活と地域における社会参加を進めるための施策を講じる。

○市民の役割（第4条関係）

- ・基本理念に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境づくりに協力
- ・ろう者は、基本理念に対する理解の促進と手話の普及に協力

○事業者の役割（第5条関係）

- ・基本理念を理解し、市の施策に協力
- ・ろう者が利用しやすいサービスの提供ができるよう協力

○市が推進する施策（第6条関係）

次のことに関する施策を推進する。

- ・手話への理解の促進と手話の普及
- ・手話で情報を取得する機会拡大
- ・意思疎通の手段で手話を選択しやすい環境の整備
- ・学校教育で手話に親しむ教育活動など
- ・手話通訳者の確保と養成
- ・災害時の情報提供と意思疎通支援



～条例が施行され福山市がめざすこと～

この条例は、市民が、ローズマインド（思いやり・優しさ・助け合いの心）をもって、手話への理解を広め、地域で支え合うことにより、手話を使って安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざしています。実現のためには、市民・事業者も市と一体になって、手話への理解や手話の普及に関して取り組む必要があります。

まずは、聴こえないことによる生活のしづらさや、手話や障がいについて知ることからはじめ、誰もが人格と個性を尊重し合い、心豊かに共生する地域社会の実現をめざします。

福山市こころをつなぐ手話言語条例をここに公布する。

平成29年12月20日

福山市長 枝 廣 直 幹

条例第36号

福山市こころをつなぐ手話言語条例

言語は、お互いの気持ちを理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手や指、体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできた。

しかしながら、過去には手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用しやすい環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、必要な知識や情報を得られず、意思疎通を図ることが困難であることに、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

このような中、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において手話が言語であることが明記され、手話を必要とする全ての人が手話を通じて容易に必要な知識や情報を取得し、意思疎通を図ることのできる環境を整えることがより一層求められている。

私たちは、戦後復興からのばらのまちづくりを通じて引き継がれてきたローズマインド（思いやり・優しさ・助け合いの心）をもって、手話への理解を広め、地域で支え合うことにより、手話を使って安心して暮らすことができる、共生する地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進することにより、全ての市民が共生する地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話への理解及び手話の普及は、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを前提に、誰もが人格と個性を尊重し合い、心豊かに共生する地域社会を実現することを基本として行われなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話

への理解を広め、手話を使用しやすい環境の整備を推進するとともに、ろう者の自立した日常生活及び地域における社会参加を進めるために必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境づくりに努めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、前項に定めるもののほか、基本理念に対する理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策
- (3) 意思疎通の手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策
- (4) 学校教育における手話に親しむ教育活動など、手話への理解の促進のための施策
- (5) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
- (6) 災害時における情報の提供及び意思疎通の支援のための施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項に規定する施策の推進に当たっては、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

3 第1項に規定する施策の推進は、市が別に定める障がい者に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

(財政措置)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福山市手話出前講座

「手話ってなあ～に？」

手話について勉強してみたい団体にうう者の講師を派遣します♪



対象者

市内に在住、在勤又は在学する10人以上の者で構成された団体
(幼稚園、保育所、学校、医療機関、一般企業、自治会等)



日時と会場

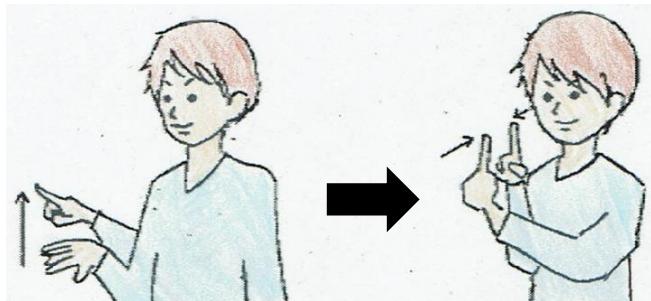
- ・講座を希望する日の午前9時から午後9時までの間で開催します。
- ・講座を開催する場所は、申込団体が市内で確保してください。



内容

原則、次の内容の講義1時間、実技（手話）1時間の計2時間です。

- ・聴覚障がいの程度の違いや知ってほしいこと
- ・日常生活で困ることやどのような配慮が必要か等（具体例）
- ・子どもたちに考えてほしいこと、事業所で取り組んでほしいこと等、
申込団体に応じた内容
- ・手話の紹介（簡単な挨拶など）



◎ はじめて



費用

無料



申込方法

- ・所定の様式により、講座を開催しようとする日の1か月前までに障がい福祉課へお申し込みください。
- ・申込書は福山市障がい福祉課ホームページに掲載しているほか、障がい福祉課の窓口でも配布します。

問合せ・申込み先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号（市役所本庁舎1階）

福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課

電話：084-928-1062 ファックス：084-928-1730

E-mail：shougai-fukushi@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市手話出前講座受講申込書

年 月 日

福山市長様

団体名
代表者名
住所
T E L () —
F A X () —
m a i l

手話出前講座を受講したいので、次のとおり申し込みます。

第1希望日時	年 月 日() 時 分 ~ 時 分				
第2希望日時	年 月 日() 時 分 ~ 時 分				
会 場	会場名				
	所在地				
参 加 対 象 者	1 幼稚園、保育所、認定こども園等		2 小中学校、高等学校等		
	3 医療機関、各種福祉施設		4 一般企業		
	5 行政機関		6 町内会等の地域活動団体		
	7 その他の団体()				
	参加予定人数	人			
要 望 等	※要望等ありましたらご記入してください。（要望に応えられない場合もあります。）				

※手話出前講座は原則、講義1時間、実技（手話の実践）1時間の2時間構成となっています。

令和2年度福山市介護職員技能等向上支援事業報告

一般社団法人介護福祉士と歩む会

1. はじめに

福山市介護職員技能等向上支援事業は、介護現場で働く職員の専門知識・技術の向上を目的として、平成28年度より実施している。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の流行と高齢者施設での集団感染の防止の必要性という背景を踏まえ、新型コロナウイルスを含む感染症全般に役立つ内容を中心とした4つのテーマで、一般社団法人介護福祉士と歩む会が実施主体となり研修会を開催した。

なお、研修会の実施にあたっては、講師・スタッフ・受講者の検温と手指のアルコール消毒、密を防ぐ受講人数と配席、会場内の換気など、適切な感染予防対策に努めた。

2. 研修テーマ

①感染症対策の事前準備と発生時の対応

《研修内容》

ノロウイルス感染症、インフルエンザウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症のそれぞれの特徴、防止策等について講義を行った。特に新型コロナウイルス感染症については、共存していくための「新しい生活様式」を生活の場面ごとに確認し、介護現場における具体的な対策法についても、講師が勤務する職場の写真を交えながら説明した。

正しい手洗いと手指消毒の方法については、受講者全員が手にアルコール消毒液を噴霧して、すりこんでいく順番や時間を実際に体験した。正しいマスクの着用の仕方についても、ワイヤー付きのマスクを使用して実際に行った。

実践編の最後には、ノロウイルス感染者の嘔吐物の処理の仕方について学んだ。受講者全員にガウン、グローブ、キャップ、シーブカバー等を配布し、着脱の順番、汚物処理の際の注意事項等も交えながら、ロールプレイを行った。

《受講者の声》

- ・ガウンの着脱について、どこが汚染部分かを考えながら外していくことが大切で、手順にとらわれ過ぎないように気をつけたいと思った。
- ・正しく手指消毒を行うためには、アルコール消毒液が思っていた以上に必要だということに驚いた。
- ・制服の無い職場で働いているが、菌を施設に持ち込まない、菌を自宅に持ち帰らないという原則をあらためて認識した。職場の人たちにも、出退勤時に衣服を着替えるよう声掛けていきたい。

②感染症対策に役立つ口腔ケア

《研修内容》

まずははじめに正しい手洗いの方法を講師の実演と資料のイラストを交えながら説明した後、高齢になると口腔内に起きてくるさまざまな症状や口腔内の疾病が全身の疾患にどのように結びつくかについて講義が行われた。

その後、歯の模型や歯ブラシを使いながら、口腔ケアの際の観察ポイント、利用者の姿勢、

入れ歯の着脱方法、口を開けてくれない方への対処法、噛み癖がある方への対処法、歯みがきの手順等が具体的に伝えられた。特に歯みがきについては、計量計も使用して、力の入れ加減（150～200gが理想）や鉛筆持ちと握り持ちでどれくらいの差があるかを受講者全員にも体験してもらった。

実践編では、パタカラ体操の正しい発声の仕方やグローブ、スポンジブラシ等を使用しての口腔清拭の方法やグローブの正しい外し方を学んだ。

《受講者の声》

- ・口を開いてくれない利用者への対応に困っていたが、刺激すると口が自然と開くようになるKポイントを学べたので、職場に戻ったら実践していきたい。
- ・パタカラ体操の一語一語にそれぞれ意味や目的があることを知った。ただ形だけやっても意味がないなと思った。
- ・介護施設で働いている歯科衛生士さんが講師だったので、現場の現実を踏まえた具体的な説明でわかりやすかった。

③認知症の人の意思決定支援

《研修内容》

「認知症の人＝何もわからない人」として捉えるのではなく、ひとりの人として向き合うことの大切さを講師の実体験も交えながらお伝えした。

人には“こころ”がある。利用者の年齢や状態によって、介護職員が一方的に判断を下してはならない。認知症の人は自分で考えることができない、選択することができないと決めてつけるのではなく、たとえ意思表現が下手でも、発語が不自由でも、誰もが“意思”を持っていると信じることが大切であり、その考え方を根底に置きながら、日々のケアにあたることが意思決定支援につながる。

そのためには生活支援者である介護職員自身が、知見の蓄積をしていくことが必要となる。目の前の利用者との対話は不可欠であり、言語的な対話だけでなく、大切なのは「内なる声との対話」である。

そして、利用者がこころ豊かな生活を送るために、介護職員もまたこころ豊かであってほしいと講義は締めくくられた。

《受講者の声》

- ・日々の業務に追われる中ではなかなか難しい面もあるが、利用者を信じて向き合っていくように心がけていきたい。
- ・アセスメントという形式だけに捉われず、普段からもっと利用者と話をして、その気持ちを理解できるようにならなければいけない。
- ・講師の実体験を交えながら話してくれたので、わたしの職場の利用者と重ねることができてイメージしやすかった。

④不適切ケアに気づく力

まずははじめにコロナ禍で外部からの面会もままならず、施設が閉塞感に包まれている今だからこそ、不適切ケアに気づき、虐待の芽を摘む力を持つことが大切であると伝えられた。

講義では、国が定める法律や外部の目（介護相談員）から見た介護現場の不適切ケアを紹介し、介護現場の実情を踏まえたうえでどうやって不適切ケアを防いでいくかを共に考えた。

非意図的な不適切ケアを見慣れた風景にしないためには、ひとりの力では限界があるので、職場内で同じ思いを共有していくことの大切さが説かれた。

利用者の尊厳を守るためにには、職員の尊厳も守られなくてはならない。話しやすい、相談しやすい組織風土を構築していくことが、不適切ケアの根絶につながると講義は締めくくられた。

『受講者の声』

- ・現場では当たり前に思っていたことが、第三者から見れば不適切に見えることもあるということをあらためて認識した。利用者への声のかけ方ひとつにしても、意識づけしていくたい。
- ・後輩に対して、この介助のやり方にはこういう根拠があるということをもっと丁寧に伝えいかなければいけないと反省した。
- ・ひとりでは限界があるので、今日の講義を他の職員にも聞いてほしいと思います。

3. 開催実績（令和3年2月15日時点）

	日時	会場	テーマ	受講者数
1	令和2年12月5日（土） 10時～12時	福山市市民参画センター	①	12事業所 17人
2	令和2年12月5日（土） 13時～15時	福山市市民参画センター	①	10事業所 13人
3	令和2年12月6日（日） 10時～12時	福山すこやかセンター	②	8事業所 10人
4	令和2年12月6日（日） 13時～15時	福山すこやかセンター	②	9事業所 12人
5	令和2年12月13日（日） 10時～12時	福山市北部市民センター	①	10事業所 14人
6	令和2年12月13日（日） 13時～15時	福山市北部市民センター	①	9事業所 13人
7	令和2年12月17日（木） 10時～12時	福山市東部市民センター	③	14事業所 20人
8	令和2年12月17日（木） 13時～15時	福山市東部市民センター	④	16事業所 21人
9	令和2年12月20日（日） 10時～12時	福山市西部市民センター	②	8事業所 9人
10	令和2年12月20日（日） 13時～15時	福山市西部市民センター	②	2事業所 3人
11	令和3年1月12日（火） 13時～15時	福山市東部市民センター	①	4事業所 5人
12	令和3年1月17日（日） 10時～12時	福山市市民参画センター	②	4事業所 5人
13	令和3年1月17日（日） 13時～15時	福山市市民参画センター	②	2事業所 3人
14	令和3年1月24日（日） 10時～12時	福山市西部市民センター	①	1事業所 1人
15	令和3年1月30日（土） 10時～12時	福山市生涯学習プラザ	④	7事業所 11人

16	令和3年1月30日（土） 13時～15時	福山市生涯学習プラザ	③	6事業所10人
17	令和3年2月7日（日） 10時～12時	福山市北部市民センター	①	3事業所4人
18	令和3年2月7日（日） 13時～15時	福山市北部市民センター	①	3事業所4人
19	令和3年2月14日（日） 10時～12時	福山市西部市民センター	②	3事業所5人
20	令和3年2月14日（日） 13時～15時	福山市西部市民センター	②	1事業所1人

4. おわりに

この度は、ご多忙の中、本事業にお申し込みいただきありがとうございました。新型コロナウイルス感染者数が再び増加の兆しをみせた1月以降は受講キャンセルも相次ぎ、この状況下での事業継続には不安もありましたが、受講者の皆様の感染症対策へのご協力もあり、無事に完走できそうです。深く感謝申しあげます。

終息の見えないコロナ禍の中で、日々、介護現場で汗を流している皆さんのかころに想いを馳せます。介護は人と人が向き合うことではじまる営みです。利用者にとっては「生活の場」でもある介護現場で、人ととの接触を減らし、距離をとつの黙食を促し、季節のイベントやレクリエーションの楽しみを我慢してもらうことが、どれだけ困難で、どれだけ苦渋の選択であったことでしょう。

今回の研修会で出会った皆さんからも、疲れや悩みの声はありました。しかし、それでも利用者の暮らしを守るために学ぼうという姿勢がありました。例えば、認知症を抱えた利用者とそのご家族の面会を遮断することが、どれだけのマイナスを引き起こすことになるか・・・そんなさまざまな葛藤を抱えながらがんばっている皆さんのお役に立つことができていれば幸いです。

なお、本事業は3月まで実施予定です。引き続き申込受付を行っておりますので、受講をご希望される事業所の方は、介護福祉士と歩む会までお問い合わせください。

また、本事業は来年度も実施予定とのことです。昨年度までのような訪問形式になるのか、今回のような集合研修形式になるのかは未定ですが、きっと介護現場の質の向上につながる内容になると思いますので、ぜひご活用ください。

新型コロナウイルスが終息し、介護現場で働く皆さんのがほっと一息つくことのできる日常が戻ってくることを祈っています。

介護相談員派遣事業について

1 概要

各事業所・施設へ介護相談員※を派遣し、利用者等の相談に応じ、その内容について事業所・施設の管理者と意見交換等を行うもの。

※ 介護相談員とは、事業活動の実施に必要な人格と熱意を備え、一定水準以上の研修を受けたうえで、福山市長より委嘱を受けた者。

2 目的

利用者の不満や疑問の相談に応じ、苦情等に至る事態を未然に防止するとともに、サービスの質の向上を図ること。

⇒全国的に行われている事業であり、これまでに介護相談員の訪問により、

- ① 虐待の早期発見・防止
- ② 身体的拘束の未然防止

につながった事例もある。

⇒介護相談員を通して、利用者の日常の声又は利用者等が、事業所・施設の職員等に対して言い難いことを聞くことは、提供するサービスの改善点を探る重要な手がかりになる。

※ 介護相談員は、車椅子を押したり、食事の介助等の「介護」に当たる行為や利用者間同士のトラブルの仲裁、事業所・施設を評価すること等のできないことが決められている。

3 訪問頻度等

1年を、前期（4月～7月）・中期（8月～11月）・後期（12月～3月）に分け、各期に4事業所、合計12事業所に介護相談員を派遣する。

1月に2回程度、介護相談員が2人1組で事業所・施設を訪問する。

4 アンケート結果

- ・利用者と職員、利用者同士の会話が増えた。
- ・話し方、聞き方など、職員の利用者に対する接し方が、変わってきた。
- ・利用者の思いを知ることができ、希望を叶えることができた。
- ・第3者が入ることで良い緊張感が生まれ、サービスの質の向上になった。
- ・職員だけでは利用者と外部の方とつながり、横に座って話を聞いてもらったことで利用者の表情が良くなった。

5 その他

2020年度は新型コロナウイルスの影響により、事業所・施設への訪問は見合わせています。来年度以降は状況を注視し、活動内容を検討します。

介護職員等による喀痰吸引等の実施について 【福祉・介護事業所の皆さんへ】

定期的（年1回以上）に **自主点検** をお願いします。

介護職員等による喀痰吸引等を実施する場合、

社会福祉士及び介護福祉士法に規定された一定の要件を満たす必要があります。

利用者の安全を期するため、適切に実施してください。



医療との連携

- ・医師の指示
- ・看護職員との連携、役割分担
- ・「計画書」「報告書」作成
- ・対象者本人や家族への説明・同意等



●介護職員による喀痰吸引等の実施

- 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ）
- 経管栄養（胃ろう・腸ろう、経鼻経管栄養）

大原則 チェック項目

主治医 「医師の指示書」があること

介護職員等 「認定特定行為業務従事者」であること

「登録研修機関」等の研修・教育機関において、一定の研修を修了し、広島県による認定を受けた介護職員等のみが実施できます。

事業所登録に必要な従事者証の交付は県に申請してください。

介護事業所等 「登録特定行為事業者」であること

県へ事業者登録をしてください。※医療機関は登録する必要はありません。

●「登録研修機関」

喀痰吸引等研修（「講義+演習+実地研修」）を行う機関です。

研修機関一覧は県のHPに掲載されています。

※介護事業所等が研修機関になるには県への登録が必要です。（5年毎に要更新）

参考：「喀痰吸引・経管栄養における看護と介護との連携の概要」全国訪問看護事業協会 2013年

平成30年3月 広島県医療介護人材課

登録手続き等のお問い合わせ先

広島県医療介護人材課 介護人材グループ 電話 082-513-3142

HPアドレス：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/kakutan-top.html>

*事前に県のHPをご確認ください。様式等がダウンロードできます。

介護職員による喀痰吸引等制度の概要

平成 24 年 4 月から、介護職員等による喀痰吸引等が一定の条件の下で実施できる制度が導入されました。社会福祉士及び介護福祉士法に定められた要件を遵守し、適切に実施してください。

介護福祉士や介護職員等が、喀痰吸引等を行うためには

■研修の修得

介護福祉士はその養成課程等において、

介護職員等は一定の研修（「喀痰吸引等研修」）を受け、

痰の吸引等に関する知識や技能を修得した上ではじめて喀痰吸引等を行うことができます。

※平成 24 年制度創設時に経過措置対象者として認定された者は、口腔内の喀痰吸引と胃ろうが可能ですが（ただし、胃ろうの状態確認・チューブ接続・注入開始を除く）。経過措置者に対する研修は終了しています。

【研修内容と実施可能な行為】

	行為の種類	不特定多数の者		特定の者	
		1号	2号	3号	
基本研修	講義	● 50時間	● 50時間	● 8時間	
	演習（シミュレータ研修）	● 各行為5回以上 救急蘇生法 1回以上	● 各行為5回以上 救急蘇生法 1回以上	● 1時間（回数の定めなし）	
実地研修	喀痰吸引	①口腔内 ● 10回以上	①口腔内 ○ 10回以上	①口腔内 ○ 10回以上	特定の対象者が必要な行為について、知識・技能を習得したと認められるまで
	②鼻腔内	● 20回以上	● 20回以上	● 20回以上	
	③気管カニューレ内部	● 20回以上	● 20回以上	● 20回以上	
	④胃ろうまたは腸ろう	● 20回以上	● 20回以上	● 20回以上	
	⑤経鼻	● 20回以上	● 20回以上	● 20回以上	

凡例: ●必修 ○選択可能

実施可能な行為⇒ ①～⑤全て実施可能 実地研修で修了した行為のみ実施可能

※3号研修は、重度障害児・者や訪問サービス利用者など特定の利用者への実施を前提としたものです。

※介護福祉士や実務者研修修了者であっても実地研修を終えていない方は喀痰吸引等の行為はできません。

【主な研修機関とカリキュラム】

	基本研修(講義+演習)	実地研修
喀痰吸引等登録研修機関	○	○
実務者研修機関	○	▲
介護福祉士養成校	○	▲

凡例: ○必ずカリキュラムに含まれる ▲カリキュラムに含まれていない場合がある

※実地研修を終えていない介護福祉士や実務者研修修了者は「実地研修」を別途修了する必要があります。

※基本研修を修了している者は、登録研修機関において研修内容が一部免除される場合があります。

■「認定特定行為従事者証」の取得

必要な研修を修了した介護福祉士や介護職員等は、その修了証を県に提出し、

「認定特定行為業務従事者証」の交付を受ける必要があります。

ただし、この従事者証を持っていても県の認定を受けた「登録特定行為事業所」に所属しないければ、喀痰吸引等行為ができませんので、ご注意ください。

喀痰吸引等を業として行うには

■ 「登録特定行為事業者」としての登録

個人であっても、法人であっても、「登録特定行為事業者」としての登録が必要です。

【登録基準】

1. 医療関係者との連携に関する基準（法第48条の5第1項第1号）	
①	登録特定行為従事者が特定行為を実施するにあたり、 <u>医師の文書</u> による指示を受けること。
②	医師・看護職員が特定行為を必要とする方の状況を定期的に確認し、登録特定行為従事者と <u>情報共有</u> を図ることにより、医師・看護職員と登録特定行為従事者との連携を確保するとともに、適切な役割分担を図ること。
③	特定行為を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下に、特定行為の実施内容等を記載した <u>計画書</u> を作成すること。
④	特定行為の実施状況に関する <u>報告書</u> を作成し、医師に提出すること。
⑤	特定行為を必要とする方の状態の急変に備え、 <u>緊急時の医師・看護職員への連絡方法</u> をあらかじめ定めておくこと。
⑥	特定行為の <u>業務の手順等</u> を記載した <u>書類</u> （業務方法書）を作成すること。
2. 特定行為を安全・適正に実施するための基準（法第48条の5第1項第2号）	
①	特定行為は、 <u>登録特定行為従事者</u> に行わせること。
②	安全確保のための <u>体制を整備</u> すること（安全委員会の設置、研修体制の整備等）。
③	必要な <u>備品</u> を備えるとともに、 <u>衛生的な管理</u> に努めること。
④	上記 1. ③の <u>計画書の内容</u> を特定行為を必要とする方又はその家族に <u>説明</u> し、 <u>同意を得</u> ること。
⑤	業務に関して知り得た <u>情報を適切に管理</u> すること。

*上記の詳細については、下記の省令及び通知もあわせてご確認ください。

- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第121号）
- 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）
(平成25年3月12日付社援発0312第24号)

■登録時の内容に変更があった場合

行為の種別に変更が生じる場合は、事前に県へ申請をしてください。

代表者・事業所住所、喀痰吸引等従事者名簿、備品一覧等に変更があった場合は県へ届出をしてください。

介護職員等による喀痰吸引等の実施について 【自主点検シート】

Q1 貴施設・事業所のサービス利用者に喀痰吸引や経管栄養(以下「特定行為」という)の必要な方がおられますか?

はい(Q2へ) いいえ(終了です)

Q2 その方への特定行為に携わっている介護職員がいますか?

はい(Q3へ) いいえ(終了です)

Q3 貴施設・事業所は介護職員に特定行為を実施させるにあたって、次の基本要件を満たしていますか?

- 医療関係者との連携がとれている
- 介護職員が「認定特定行為業務従事者」(県から交付)であること
- 貴施設・事業所が「登録特定行為事業者」(県へ登録)であること

はい(Q4へ)

いいえ(直ちに県の医療介護人材課へ連絡し、必要な手続きをしてください)

Q4 さらに、次の運営上の主な要件を満たしていますか?

- 医師の文書による指示に基づいて、介護職員(登録特定行為従事者であること、以下同じ)に特定行為を実施させている
- 介護職員には、(事業所登録や従事者証において)認定された特定行為のみを実施させている
- 特定行為を必要とする方又はその家族に説明し、文書で同意を得ている
- 特定行為を必要とする方の状況を定期的に確認し、情報共有するなど、医師・看護職員と介護職員とが適切に連携し、役割分担を図っている
- 特定行為の実施状況に関する報告書が適宜、医師に提出されている
- 介護職員が、特定行為を必要とする方の状態の急変に備え、あらかじめ定められた緊急時の医師・看護職員への連絡方法について把握している
- 業務方法書に定められた安全委員会の開催や研修が適切に実施されている。
- 必要な備品を備え、衛生的に管理している
- 業務に関して知り得た情報を適切に管理している

はい(Q5へ)

いいえ(運営上の要件について関係者間で再確認し、適切な状態に改善してください)

Q5 「登録特定行為事業者」の登録後、申請内容に更新または変更がありましたか?

- 更新
事業者が追加で実施する喀痰吸引等の行為
- 変更
法人の名称または所在地・代表者
事業者の名称または所在地、
法人の定款または寄附行為
業務方法書、
喀痰吸引等を行う者の名簿、
備品一覧

はい(更新申請書または変更届を提出してください)

いいえ(終了です)

福祉・介護の安心マーク

「魅力ある福祉・
介護の職場宣言ひろしま」

取得していますか？

魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度とは？

厚生労働省も全国的に推奨している、利用者を大切にし、職員も安心していきいきと働ける職場づくりに取り組んでいる優良法人を認証して応援する制度です。

「働きやすい職場づくり」と「利用者へのサービス向上」の取り組みをPRすることで、働く人・サービスを利用する人に選ばれる法人になりませんか？

認証の種類は？

スタンダード認証法人



業界標準をクリアしていることの証

広島県の福祉・介護業界として定めた水準をクリアした法人

プラチナ認証法人



業界トップランナーの証

離職率が低く、職員が安心して長く働き続けられるよう積極的に取り組んでいる福祉・介護業界のトップランナー法人

取得のメリットは？

- ロゴマークを使用して、利用者や求職者に優良法人であることをPR
施設や面談会で使用できるのぼり旗・シール・マグネット等PRグッズを提供します。
- 福祉・介護のお仕事情報サイト「ふくしかいごネットひろしま」で法人情報を公開
認証法人を様々な広報媒体を通してPRし、サイトへ誘導することで、多くの人に法人をPRできます。
- 就職面談会で求職者へ法人をPR
就職面談会出展を優先的にご案内します。プラチナ認証法人は出展料や出展ブース位置等にも配慮します。
- 認証法人限定特別セミナーにご招待
認証法人全体で業界のレベルアップをはかることを目的としたセミナーを開催・ご招待します。
- 法人PRの機会を提供
一般・学生・親子等を対象にした施設見学バスツアーでの施設訪問や、小・中学校、高等学校、大学等の出前授業の講師等を積極的に依頼します。
- プラチナ認証法人様への特別なご案内
さらに業界でトップレベルを目指していただくための「プラチナ認証法人限定セミナー」や「情報交換会」へのご招待の他、プラチナ認証法人をPRしていただくため、特別価格で広告媒体等をご案内します。

<令和元年度の実績>

中国新聞朝刊広告無料掲載(年3回)、福祉・介護情報誌「Gentle」への広告掲載案内、ナオキング調査団への出演案内 等

認証取得のながれ



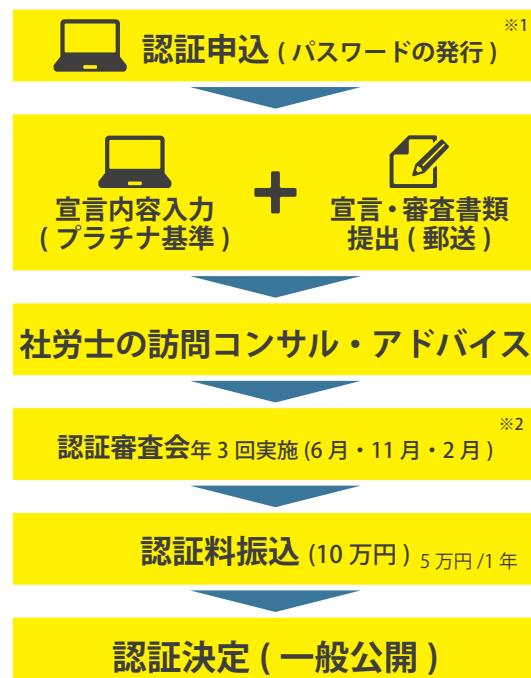
スタンダード認証法人



	スタンダード認証法人	プラチナ認証法人
有効期間	1年間	2年間
費用	5,000円	10万円
訪問コンサル	なし	あり (社会保険労務士)



プラチナ認証法人



※1 認証お申込み後、県および市町に申込法人の法令遵守等に係る状況を問い合わせる場合があります。

※2 随時お申込みを受け付けていますが、プラチナ認証は、年3回の認証審査会にて決定するため、お申込み時期によっては認証にお時間がかかることがあります。

申請基準

	スタンダード基準	プラチナ基準
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ●法人情報: 3項目 ●働きやすさ: 11項目 ●サービスの質: 8項目 	<ul style="list-style-type: none"> ●スタンダード基準 ●認証取得期間 (※) ●人材育成の取組項目: 14項目
記述項目	<ul style="list-style-type: none"> ●法人基本データ (法人名、住所、HPアドレス等) ●職員からのメッセージと写真 ●職員数 ●平均従事年数 	<ul style="list-style-type: none"> ●スタンダード基準 ●大卒者の10年後のモデル賃金 ●直近3年間の正規職員の離職率 ●法人取組の特徴 (3つ選択)

※旧制度（平成27年～30年度）において認証を受けていること、又はスタンダード認証法人として認証されてから、継続して2年以上を経過していること。

認証について詳しくは「ふくしかいごネット」からご確認ください。

こちらを
チェック!!

FUKUSHI &
KAIGO NET
HIROSHIMA

詳しくはお問い合わせください！

広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会
【事務局】(社福)広島県社会福祉協議会/福祉人材課
〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2

TEL>082-254-3415

お申込みはWEBから。まずはお申し込みください！

スマホからでも簡単にお申込み可能です！

ふくしかいごネットひろしま

検索



魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度

これからの
広島県の福祉・介護業界の

常識はコレ！

～平成31年4月から制度が変わります～



魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度 イメージ図

スタンダード基準

広島県じゃ常識よ！

【基本データ】

- 法人名
- 法人認可年（法人設立から1年が経過していること）
- 本部住所・電話番号
- 職員からのメッセージと写真
- 職員数（総人数、雇用形態別など）
- 平均従事年数
- 事業種別（チェック方式）
- 事業所エリア（チェック方式）
- 法人の特徴（チェック方式）
- 法人ホームページURL掲載

A

法人情報

（経営面にプラスに働く基礎情報）

【項目】

- 1 ホームページを整備している
- 2 法人理念・運営方針が共有されている
- 3 関係法令を遵守している

B

働きやすさ

（介護職員を目指す人が知りたい情報）

C

サービス

（利用者と家族の知りたい情報）

【項目】

- 1 採用の際、採用条件等を正しく記載し、周知している
- 2 職場見学・職場体験の受け入れ体制がある
- 3 新規採用者に対し、到達目標を設定し指導・育成を行っている
- 4 処遇改善加算（I～III）を取得していること、または職務内容に応じた賃金体系や昇給の仕組みが整備、研修等を行っている
- 5 職員の成長や働き方に合わせた学びの場がある
- 6 面談を実施しており、管理監督者が面談内容を把握している
- 7 資格取得支援制度がある
- 8 大卒や中途採用等にあわせ、給与表への適用や昇給、昇格方法を規定している
- 9 休暇取得・労働時間縮減の取り組みを実施している
- 10 福利厚生制度による取り組みを行っている
- 11 職場環境について職員の意見を把握している

【項目】

- 1 ホームページ等で利用者向け情報を適切に明示している
- 2 感染症マニュアルを作成している
- 3 職員の言葉遣いや身だしなみに配慮している
- 4 利用者のプライバシーに配慮し個人情報を適切に管理している
- 5 サービスの質の向上のための研修を実施している
- 6 緊急時対応マニュアル等を整備している
- 7 身体拘束廃止・虐待防止の取り組みを徹底している
- 8 サービスに関する相談・苦情窓口を設置している

プラチナ基準

認定審査会の審査を経て認証！

【基本データ】

- 大卒者の10年後のモデル賃金

【必須項目】

- ①認証法人（スタンダード認証法人または旧制度の認証法人）になってから継続して2年を経過していること
- ②スタンダード基準をクリアしていること
- ③正規職員の離職率の平均が基準値を下回ること
 - ・直近3年間の離職率の平均が基準値を下回ること（年度ごとに見直します）
※平成31年度は13.2%以下
- ④新規採用者育成計画の策定や、研修の実施、OJT指導者等を設置している
- ⑤キャリアパスを策定している
- ⑥階層別人材育成計画の策定や研修を実施している
- ⑦面談実施のための手順書又はシート（様式）を作成している
- ⑧資格取得支援制度（事業所内勉強会等の開催、経済的支援、資格手当の支給など）がある
- ⑨育児と仕事の両立を支援する体制がある
- ⑩自己点検ツール（又は同等の独自ツール）を活用し、その結果をもとに職員が働きやすい職場づくりに向けた取り組みをしている

【エントリー項目】

次のうち3つ以上の具体的な取り組みをエントリー

- 柔軟な働き方ができる
- 人材育成に特徴がある
- 雰囲気の良い職場づくりに取り組んでいる
- 業務の効率化や改善に取り組んでいる
- 利用者サービスに特徴がある
- 地域と連携した活動・行事を行っている

魅力ある福祉介護の職場宣言ひろしま制度とは...

本制度は、働きやすい職場づくりや人材育成、業務改善、介護サービスの質の向上等の一定の水準を満たしている福祉・介護サービス関連法人を認証し、公表することで、人材の確保・育成・定着を図るとともに、業界全体のレベルアップ、イメージ改善につなげることを目的としたものです。

新制度のポイントは？

制度の仕組みが2段階になりました！

スタンダード認証法人は、広島県内の法人であればクリアしておくべき基準である「スタンダード基準」をクリアしている法人のことで、毎年の更新が必要です。

また、プラチナ認証法人は、スタンダード基準だけでなく、広島県の福祉・介護業界の「牽引役」となる法人として一定基準クリアした法人のことです。

基準の項目に「利用者・家族の視点」を追加！

利用者・家族の視点として、サービスの質の向上に関する項目を追加し、働く職員だけでなく、利用する人にとっても良い法人であることをPRすることで、業界へのイメージアップにつなげます。

これまでの旧制度で認証を受けている法人は？

旧制度の「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」の認証を受けている法人は、平成31年度末又は、現在の有効期間満了日のいずれか早い日までは、認証法人として認証が継続され、ロゴマークを使用できます。

旧制度で認証を受けている法人は、次の手続きをすると「スタンダード認証法人」になります！

【手続きの期間】

※手続きは平成31年度内にお願いします。

ただし、平成31年度内中に有効期限が切れる場合は、有効期限が切れるまでに手続きをお願いします。

【手続き内容】

※スタンダード認証法人はデータ入力と項目のチェックのみ！

スタンダード認証法人の手続きをすると、旧制度の認証法人は「就職総合フェアの参加優先」(H31年度のみ)を受けられます！

それぞれの違いは？

	スタンダード認証法人	プラチナ認証法人
有効期間	1年間	2年間
費用	5,000円	10万円
訪問コンサル	なし	あり (社会保険労務士)

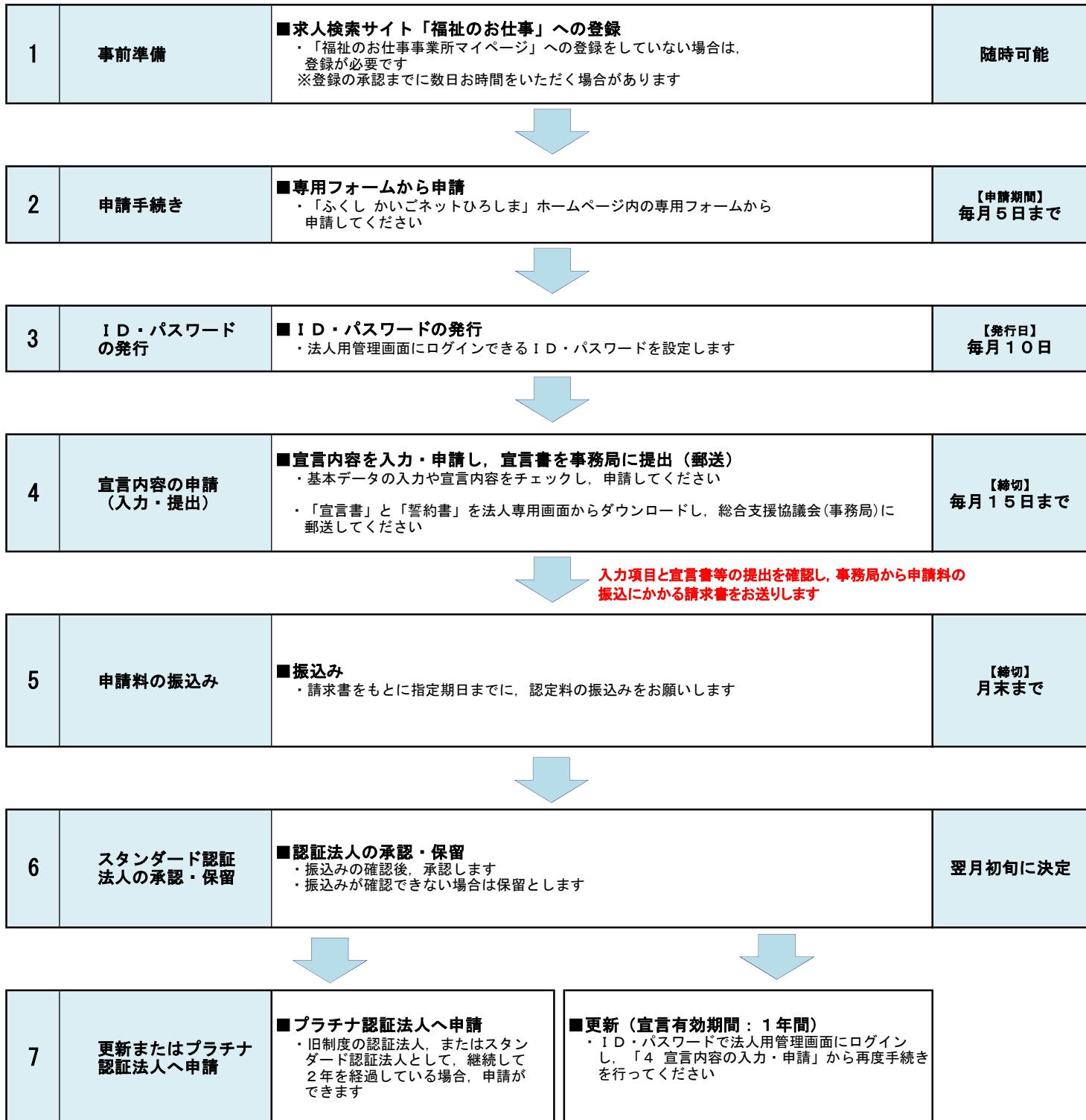
認証法人の特典については、チラシをご確認ください！

広島県内にある福祉・介護業界の常識は、
スタンダード基準をクリアしていることです！

魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度
申請から認証(公開)までの流れについて

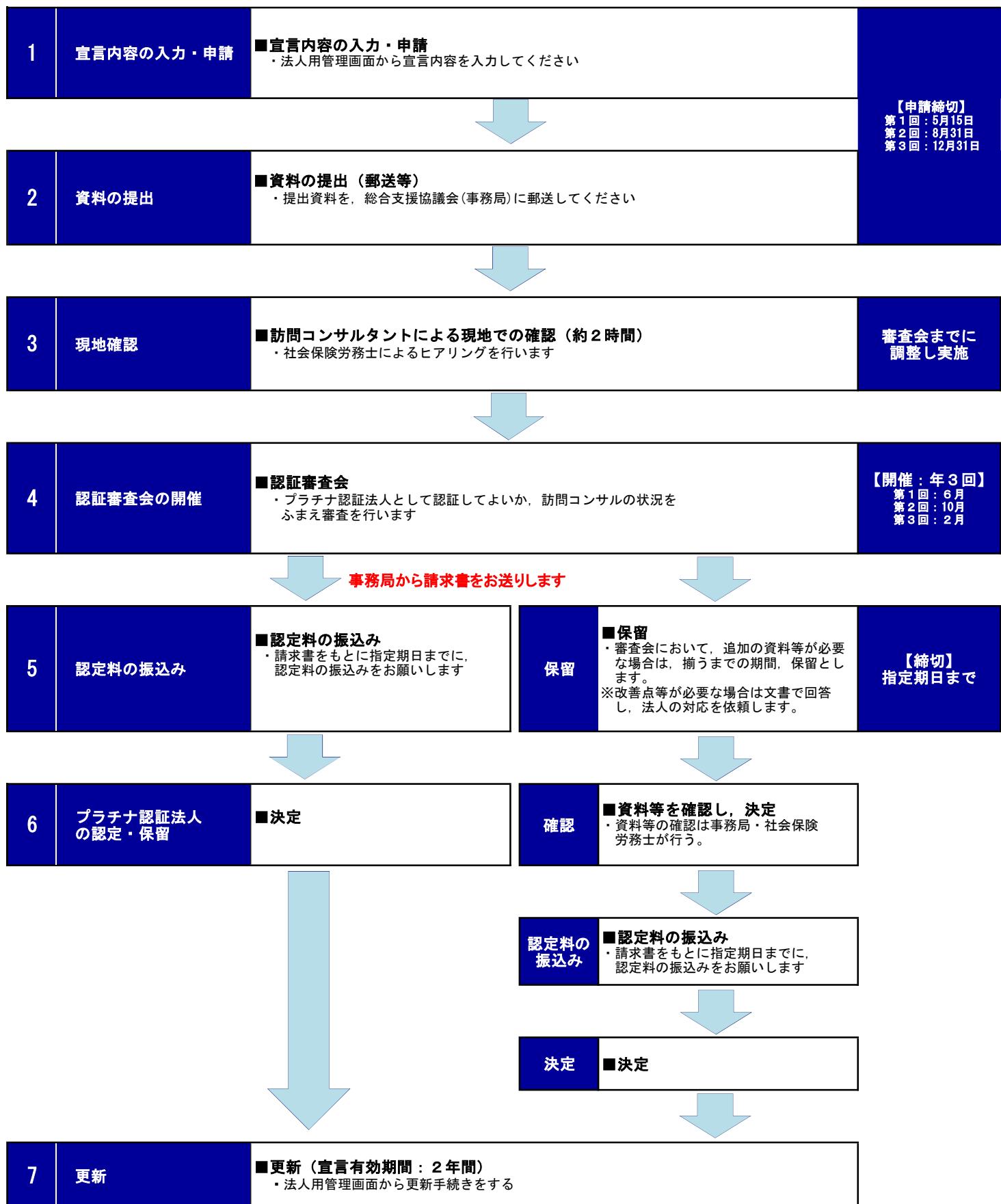


■スタンダード認証法人の申請について



【注意】申請期間や締切日の日付が土・日・祝日の場合は、その前の日までとします

■ プラチナ認証法人の申請について



事務連絡

1 新型コロナウイルス感染症に関する周知事項等について

新型コロナウイルス感染症に関する介護保険課からの周知事項や事務連絡は、本市ホームページに掲載しています。厚生労働省が発出した動画やマニュアルへのリンクも掲載していますので、御活用ください。

◆掲載場所◆

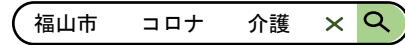
- ・ <http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/179055.html>

・本市 HP>介護保険課>事業者の方はこちら>1 新型コロナウイルス感染症関係



・右の QR コードを読み取る。

・検索エンジンにキーワード「福山市 コロナ 介護」と入力し検索する。



◆掲載事項（例）◆

- ・これまで市介護保険課から発出した通知
- ・休業・一部休業の届出書の様式
- ・福山市、広島県、国等が作成した研修用動画
- ・市内事業所・施設等から募集したコロナ対策の好事例集
- ・国等が作成したマニュアルの一覧
- ・介護事業者向け支援策

2 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について

ワクチン接種についての情報は、適宜、介護保険課 HP へ掲載していますので御確認ください。

◆掲載場所◆

- ・ <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/216234.html>

・本市 HP>介護保険課>事業者の方はこちら>3 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症ワクチン接種関係



・右の QR コードを読み取る。

3 総合事業に関する問い合わせについて

総合事業は市町村が主体となって行っている事業ですので、「要支援者の通所型サービスの報酬改定について」等、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に関する御質問・お問合せはこれまで同様、高齢者支援課予防給付担当へお尋ねください。

＜問い合わせ先＞

高齢者支援課 予防給付担当 084-928-1189

4 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び提出について

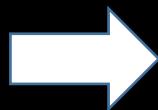
要配慮者利用施設における避難確保計画の作成義務がある事業所・施設等に対しては、2020年（令和2年）11月2日付福介護第411号「一部改正後の水防法・土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律の規定による要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び提出等について（通知）」により、作成及び提出の通知を行っています。未作成及び未提出の場合は、速やかに作成し、提出してください。

5 問合せ先一覧

項目、資料番号	問合せ先		
介護報酬改定について	質問受付フォーム	こちら	□ からアクセスしてください
資料1～3	介護保険課 指導担当	084-928-1232	
資料4	総合事業関係	高齢者支援課 予防給付担当	084-928-1189
	その他	質問受付フォーム	こちら
資料5	介護保険課 指定担当	084-928-1259	
資料6	総合事業関係	高齢者支援課 予防給付担当	084-928-1189
	その他	介護保険課 指定担当	084-928-1259
資料7	介護保険課 保険給付担当	084-928-1166	
資料8～10	介護保険課 認定審査担当	084-928-1173	
資料11	介護保険課 認定調査担当	084-928-1181	
資料12	高齢者支援課 予防給付担当	084-928-1065	
資料13～15	生活福祉課 介護担当	084-928-1066	
資料16	障がい福祉課	084-928-1062	
資料17～18	介護保険課 指導担当	084-928-1232	
資料19	広島県医療介護人材課 介護人材グループ	082-513-3142	
資料20	(社福)広島県社会福祉協議会 福祉人材課	082-254-3415	

2020年度（令和2年度）

介護サービス事業者説明会



介護福山

受講報告用キーワード